

第4回 奈良市特殊勤務手当検討委員会 議事録

1 担当課：奈良市総務部人事課

2 日時：平成24年6月8日（金） （現地調査） 13：30～
（会議） 15：45～

3 場所：（現地調査）環境清美センター、リサイクル推進課分室等
（会議） 奈良市役所第1研修室（中央棟6階）

4 出席者

委員： 委員長 森裕之、 委員 楠茂樹、 委員 倉本みゆき、
委員 松山治幸

奈良市長 仲川 元庸、副市長 福井 重忠、副市長 津山 恭之

事務局： 小西総務部長、小林総務部理事、外良人事課長、中井人事課長補佐、
池本人事課給与係長、山岡

説明者： 吉住環境部長、西山環境事業室長、山田環境部参事、高橋企画総務課長、
後藤収集課長、奥森収集課長補佐、松田リサイクル推進課長、中村リサ
イクル推進課長補佐、石部まち美化推進課長、山本環境清美工場長、じ
ん亭環境清美工場補佐、小屋土地改良清美事務所長、村田施設課長

5 会議事項

(1) 特殊勤務手当評価シートに基づくヒアリング及び判定について

(2) その他

6 会議の内容

○事務局 本日は、特殊勤務手当検討委員会第4回でございます。まず今日午後の初めか

ら現場視察というところで、委員の皆様につきましては環境清美センター及びリサイクルの推進課の分室及び衛生浄化センターのほうを調査していただきましてありがとうございました。

それでは、ただいまから検討委員会のほうに入らせていただきたいと思います。森委員長、よろしくお願いいたします。

○森委員長 皆様、第4回奈良市特殊勤務手当検討委員会にお集まりいただきまして、あらためてありがとうございます。

前回に引き続きまして、本日は特殊勤務手当の評価システムに基づきます検討等をさせていただきますというふうに思っております。

それでは、本日もよろしくお願いいたします。

○事務局 はい、ありがとうございます。

それでは、前回に引き続きまして環境部のほうでの特殊勤務手当につきましてのご検討のほうをよろしくお願いいたします。

委員長、よろしくお願いいたします。

○森委員長 それでは、まず最初にお手元に本日配付させていただいております資料につきまして、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○事務局 それでは、お手元の資料のご説明をさせていただきます。

まず1枚目、本日の次第でございます。

続きまして、先ほど視察をしていただきました現地視察並びに本日の会議の日程時間表でございます。また、本日前回に残ってございました過重手当につきましてヒアリングをいただくというのがございますので、そのヒアリングの順番表並びに下段のほうに本日の説明に来ていただいております方々の名簿をおつけさせていただいております。

最後でございます。A4縦置き3枚物でございますけれども、本日ヒアリングの後ご発表いただく際の第二次判定の表ということになってございます。

以上でございます。よろしくどうぞお願いいたします。

○森委員長 どうもありがとうございました。

それでは、本日は、前回積み残しになっております環境部の過重手当につきましてヒアリングをさせていただきます、前回ヒアリングを実施しました下水道維持課と環境部にかかわる手当全体について判定させていただければというふうに考えております。

それでは、この順番でよろしいですかね。

では、お手元の第4回委員会ヒアリング順番表に基づきまして、早速ですけれどもヒアリングをお願いしていきたいというふうに思います。

まず過重作業手当、清掃のリサイクル推進課のほうから、これも前回に引き続きまして質疑は一括でやりたいと思いますので、順番にリサイクル推進課から順次ご説明いただいてその後質疑に入らせていただきたいというふうに思います。

それでは、まずリサイクル推進課のほうからご説明をお願いしたいと思います。

○松田リサイクル推進課長 失礼いたします。リサイクル推進課の松田です。

リサイクル推進課における過重作業手当についてご説明をさせていただきます。

私どもの過重作業手当の内容としましては、4種類に分別することができます。通常業務における過重作業手当、これは人数によって過重が生じると、基本的には基本費であります90コンテナを運ぶという形で、本来は3名で1車両に乗車して行うということが崩れた場合に、特に4人で行った場合、3人で行った場合という形で支給されております。また、この90コンテナを超える部分につきましては応援という形で別途応援作業手当という形で、これも3人、4人、5人、それぞれの形で支給されるという手当でございます。

それと、次に、公共施設の拠点作業にかかわる手当です。これは市内の公民館、人権文化センター、連絡所、出張所、それらのところを拠点として位置づけしておりまして、通常の市内収集と別に市民の皆さんの便宜を図るということで行っている拠点です。その拠点で一定分たまりましたら当課のほうから出向いて回収すると、こういう際に当てられている手当です。

それと次に、都祁、月ヶ瀬地域の収集作業での手当です。1日について1往復を超える場合、つまり配備を行う前日については対象ではなくて、収集当日午前1回、午後1回の収集、これは往復それぞれ片道1時間ですので2時間かかっている業務、こういう形になっておりますので2回収集には行くことになります。月1回これに行ったときに支給される手当です。

そして、4つ目ですが、大型再生家具等の収集作業についての手当ということでございますが、これにつきましては現在では手をつなぐ親の会のほうでこの業務を担っていただいておりますので、私どもの手当としては支給しておりません。

以上がリサイクル推進課における過重作業手当です。

○森委員長 ありがとうございました。

それでは、続きまして収集課のほうからお願いしたいと思います。

○後藤収集課長 収集課の後藤でございます。よろしく申し上げます。

それでは、収集課の過重作業手当についてご説明させていただきます。

収集課のほうでは一般家庭ごみの収集を行っております。車両のほうにつきましては2トンパッカー車が36台、それから小型ダンプ4台、それと再任用の2トンパッカー車が4台、計44台で営業させていただいております。

収集する区域につきましては、山間部などの収集業務を委託させていただいている地域を除いて大宮通りから阪奈道路、そして富雄川を境として南北の区域に分け、可燃ごみの収集を月木曜日に北側地域で行い、火金曜日に南側地域を収集させていただいております。水曜日につきましては、プラスチック製容器包装を北側、南側両方の地域を収集させていただいております。また、第3週目の木曜日は北側地域の可燃ごみと南側地域の不燃ごみを、金曜日はその逆の南側地域の可燃ごみと北側地域の不燃ごみを収集させていただいております。毎水曜日と第3週目の木曜、金曜日は通常の数倍の地域を収集させていただいております。

1日の作業量につきましては、毎水曜日と第3週目の木金曜日の全区域を収集する日を除いて、午後からの収集を含めて1日3回以上、2トンパッカー車の場合3名乗車、小型のダンプ車については2名乗車を基本としております。

現在は、職員が休暇を取得した場合の予備人員がないのが現状でございます。先ほども述べさせていただきましたが、基本作業量として3人乗車の場合の担当区域を掲げておりますので、作業員が1人休暇を取得した場合、また残った2人で担当区域を収集することになり過重な作業になっております。また、休暇者が多く区域を収集する担当者がいない場合、他の職員が自分の収集区域を収集し終えてから応援収集という形で収集を行うという過重な作業になっております。

また、毎週水曜日、第3週目の木金曜日につきましては、通常の場合の地域を収集するため過重となっております。この手当の分がないと市民の方が出されたごみをその日のうちに収集することが大変困難であると考えておりますので、現場を預かる者といたしまして、現在の収集体制では市民サービスの観点からも、ぜひとも必要な手当と考えております。

以上です。

○森委員長 ありがとうございます。

それでは、続きまして、まち美化推進課のほうから申し上げます

○石部まち美化推進課長 まち美化推進課の石部でございます。よろしく申し上げます。

まち美化推進課の過重手当といたしましては、ならやま大通りの道路清掃業務に従事した場合ということで、通常業務の終了後の水曜日に限り作業第1係と第2係が従事した場合手当を支給しております。また、町内清掃は作業第2係なんですけれども、町内清掃業務を収集した場合、1日5トンを超えた場合について過重手当として支給しております。この2点がまち美化の過重手当でございます。

○森委員長 ありがとうございます。

それでは、環境清美工場、お願いします。

○山本環境清美工場長 環境清美工場でございます。環境清美工場では今日ご視察いただきましたとおり廃棄物の搬入管理から焼却破碎処理、その後の灰の運搬等の中間処理を行っているところでございます。

それで、本過重手当に当たる17項目の内容についてご説明をさせていただきます。

この項目、数点日常業務以外に緊急的かつまた非定期的に対処しなければならない処理業務に支障を来すという業務で支給されると承知しなければならない該当にする項目になっております。

まず1つ目でございます。廃棄物の展開検査時及び堆積した廃棄物のピットへの投入作業及び投入後のプラットホームの底面洗浄または汚水枡内の清掃作業。これは備考を見ていただきますとおり、これは一般許可業者の分別状況を調査する調査でございますが、ピット前でごみをあけまして、それで企画総務課も含めてごみの調査をいたします。その後の広げられたごみを什器による投入、ピットへの投入です。それから、ごみのオーバーホール等のピットの堆積状態により草木等の選別等も、横のほうで見ていただいたと思いますが、その辺の選別作業等も行わなければなりません。だから、実際に搬入車両が頻繁に行き交う中、当然交通事故の危険性も伴いますし、また洗浄後の床面の清掃、それから汚水枡の泥上げ等もその作業がさらに必要になってまいります。それが1つ目でございます。

それと、2番目でございます。長尺物等の混入によるホッパーの閉塞解除作業。これはごみの投入部、焼却物の入り口に当たりますごみホッパー、今日ちょっと上へ上がっていただきましたが、これを焼却炉のごみプレーンで投入いたします。そのごみの中に焼却物等がございまして、ちょうどホッパーの入り口が閉塞してしまう場合がございます。その場合には実際にごみの流れがとまってしまいますものですから、どうしてもごみを焼却炉の中へ押し込むという動作が必要になってまいります。ある程度機械で対処はするんです

が、どうしてもという場合、今日見ていただきました上部から実際に長尺の金属の棒とかを用いまして下へ落とす。非常に滑れば下へ、焼却炉へ落ちてしまう。実際にそういう危険性もはらんだ、これがたまに必要となる作業でございます。

それと、3番目でございます。高架煙道、空気余熱機器等の清掃作業。これにつきましてはお手元のパンフレットをお持ちでしたらもう一度ご確認を願いたいんですが、高架煙道と申しますのは焼却炉からガス冷却塔へ行くまでの間でございます。空気余熱機器というのは熱の空気を温める機械になるんですけれども、その辺が徐々に排ガスによるダストが堆積していきまして閉塞してまいります。燃焼する際に発生ガスの流れに大きく影響を及ぼしますものですから、当然焼却炉が一時数減少してまいります。それで高架煙道の場合は、今日ごらんいただきました炉出から中へ入りまして、そこからはしごをかけ中へ、ガス冷却の塔のほうへ人力で落とすという作業でございます。

また、空気余熱機器というのは先ほど申しましたとおり、燃焼用の空気を熱交換により温めて燃やしやすいとするための機械でございますが、とりやすくするために多数の交換が入っております。その交換の間に排ガスのガスが付着し、それも余り付着しますとガスの流れを悪くします。これは、月1回炉の定期点検時に停止をして掃除を行う、軸をとめてやるんですが、実際に排ガスタの燃焼状態により実際に通常の運転の状態ですという状態が起こってまいります。その場合は、一応ごみの送りだけをとめてマンホールをあけて職員が詰まっているダストを、それも金属の棒とか、あとは高圧エアにより洗浄いたします。実際の作業場の温度は、今日行っていただいたところで30度か40度あったと思いますが、そこをドアをあけてしまいますと五、六度ぐらい上がってしまいます。非常にマンホールから爆風の勢いをあおるといような危険性もございます。それが実情でございます。

それから、4つ目。火格子下シュートの清掃及び突発性閉塞時の清掃作業。これは燃焼焼却炉の乾燥燃焼、後燃焼という火格子がございます。また最後は燃焼完結装置という装置なんですけれども、火格子の稼働に伴いまして、火格子の間から細かい落下する砂状のもの、また焼却灰のそういうものが下のシュートに落下いたします。状況によってはそのシュートが閉塞してしまうという状況がございます。そうなった場合はマンホールをあけて、それも同じく人力で落としてやらないと処理ができないということが起こってまいりますので、それもすべて人力でマンホールから体を入れて付着物を落とすという作業でございます。この中で特に危険なのが乾燥の部分でございます。乾燥の部分はまだ燃焼に至

らないごみ等が、その細かいやつがシュート内にたまってまいりまして、それは温度が上がりますと火がつきます。シュートの中で火災ということも起こした場合もございまして、煙の中で早急に落としてやらなければならないという事故も起こっておりますので、これは常に灰の流れをスムーズにするという意味で、これは突発的なときと言われるのはそういう作業の内容でございまして。

それから、5番目です。炉内容融付着物いわゆるクリンカーの除去作業。これについても見ていただきますと、焼却炉の側壁部分にやっぱり現在非常に高架オイルの温度が多くなっております。高架オイルの混入によりまして炉の側壁側から焼却灰の溶着、溶けない状態ですね、1200度ぐらいに上がりますんで、そういうやつは溶けた状態の場合徐々に壁面についていきまして、それが運転に伴いましてだんだん成長してまいります。その間それをクリンカーが大きくなりますとその火格子、燃焼が減少いたしまして焼却量の低下につながってまいります。それで、この場合は燃えているものがないので焼却炉をとめて、1日とめて朝から入って、その中でも6,70℃の中をハンマーとか削岩機でもって落とすという作業が必要になってまいります。それが5番目でございまして。

次、6番目。灰污水处理設備の各配管の閉塞時の分解清掃作業。これにつきましては灰の冷却等で水を使っておりますので、そこから灰溶水というのが生じてまいります。それは実際のところポイントのところが出せませんので、一切クローズドシステムで採用して汚水をまた工場の内部で処理をして再利用をするという方法をとっております。今日見ていただきましたので作業場所は1階のコンベア室が中心でございまして、焼却灰を含んでいる汚水のためどうしても配管内に付着して閉塞してまいります。そうなった場合に配管を外して掃除するというホースの分解等、これの作業が必要となってまいります。下にはコンベアが埋もれておって、はしごをかけて配管を外するという作業も必要になってまいりますし、機器への巻き込みということの危険性もございまして。

それから、7番目でございまして。有害ガス処理設備の消石灰輸送配管の閉塞時の分解清掃作業。これは排ガスに塩化水素というガスが発生いたします。その濃度を低減化するためにバグフィルター、これは排気ガスの処理装置なんですけど、焼却灰に消石灰を吹き込みまして科学反応をさせて塩化水素濃度を低減させるというための機械なんですけど、これも消石灰をずっと中へ吹き込んでいるものですから、周辺の湿度、湿気等々によりそのホースが閉塞する場合がございます。これを見ていただいたとおりこのホース1本が40メートルから50メートルぐらいの長さがございまして。詰まった場合はそれを外して、また下

まで持っておりて清掃してまた新たにつけ直すという作業が必要となってまいります。それはどうしても必要な作業でございますが、1階から5階まで、今日炉室に入ってくださいましたのは一番てっぺんまでの間を上がって作業をする、そういう作業でございます。

それから、8番目。飛灰輸送装置の配管及びタンクの閉塞時の分解作業。粉塵をバグフィルターという集塵機で集塵するんですが、とった灰を、いわゆるドライという名前なんですけど、飛灰を熱処理する装置がございます。そこへ空気輸送をするものなんですけれども、それが閉塞してタンクの中に飛灰をためて、そこへ高圧の空気を分けて送ってやると、そういうシステムなんですけれども、灰の流れなんですけど、その配管及びタンク内で閉塞を起こすということがございます。これは緊急的な作業をしていないと灰の流れがとまってしまうというので、飛灰の流れがとまってしまうということで焼却炉に大きく影響する。また、飛灰中には焼却灰と違ってダイオキシン等の有害物質を含んでおりますので、粉塵が蔓延するタンクをあけて清掃する際に蔓延するという環境の中で作業を行う、その灰が高温化しているというので火傷等の危険性もあるという作業でございます。

それから、9番目でございます。燃焼不適物混入による燃焼完結装置及び灰搬出コンベアでの除去作業。これは焼却炉の一番最終で灰が流れてきまして、その中に燃焼不適物いわゆる大型金属物がやっぱりごみの中に投入される場合がございます。具体的に申し上げれば例えば自転車、その辺のものとか、たまに出てまいります。そういうやつは灰とコンベアの中に落ちていくんですが、そのコンベア上の中でかみ込みを起こしてカウンターを停止してしまうということも、燃やせるごみはピットなんですけど、そういうごみの混入が非常に多いということで、それも灰の流れをとめてしまえば焼却炉を燃やせませんので、その除去作業を緊急的に行わなければならないということで、それも燃やす上にとっても必要なことになってまいります。

それから、10番目。各灰搬送コンベアの切損、変形等の仮の修理。これは今日見ていただきました1階にコンベアが縦横無尽に走っておりますが、コンベアが勤務中に夜勤も含めて24時間運転なんですけど、不適物の混入等によりカウンターによってコンベアが突然切損してしまう、切れてしまうということも起こってまいります。それがコンベアは共通部分になっておりまして、そのコンベアが動かなければ焼却炉は動かないというような現状が起こってまいりますので、そうなったときは職員がガス溶接やアーク溶接等いろんなテンを上げるというテンプロー等を持ってきまして、どうしても仮落ちをしなければならぬという事象が起こってまいります。その補修ということでございます。

それから、11番目。灰ピット内の壁面固着物の除去及び排出作業。今日は灰ピットを見ていただきましたが、灰ピットをためる中で、どうしてもためていきますとそれも壁面にだんだん灰ピットのセンターに灰が落ちるわけでございます。それで、どんどん壁面上からつかんでいくんですが、どうしても壁面にだんだんそれが成長して大きくなっていく。それが成長してしまうと、クレーンでどうしても排出する際に壁面がつかみにくくなるということで、それを解除するために5メートルぐらいの高さがあるんですが、そこへ職員がおりて人力や小型の機器を用いて固着物を排出、除去いたしまして、またそれを上へ上げて出さなければならない。空気の流れの悪い、また灰特有のにおいのする中での過酷な作業ということでございます。

それから、12番目。全停電時における安全確保のための緊急操作。当施設は24時間の連続操業で、すべての部屋が電気で稼働しております。動力発電機で持っておるんですが、明るい状態ではございません。一番要るのはガスの冷却というのが一番重要になってまいります。そういうことで、各冷却ポンプの移動の確認ということでバイオスルートも流れのところがとまってしまいますんで、それもバイオスも変えなければならない。その辺の障害が確保されていない中で、地下のポンプ室から上の5階のバイオスのダンパーまで緊急的な作業等も必要となってまいります。それから、修繕後も通常運転に戻すまでのさまざまな作業、全部火が入っていますとその辺の確認からすべて行うという作業が入ってまいりますので、比較的件数は少ないんですが、そういう清掃工場という中ではその前提というのは非常に緊急的な動作を必要とするという作業内容でございます。

それから、13番目。受入コンベア下部の堆積物の清掃作業。これは見ていただきましたとおり破砕機の受け入れコンベアでございます。長さは8メートル、2連のエクロンのコンベアになっておりまして、どうしても作動してずっと廃棄物を押し上げて送っていくんですが、そのコンベアの下の方に作業のいろんな物質がたまっております。堆積してまいりますと堆積物をやっぱり除去しないとコンベアにたまり込んでコンベアの運転に影響するということで、ある程度定期的の下へ職員がおりて、今日見ていただいたコンベアのまだ下でございます。その下に入ってスコップで集めて箱に詰めて、またこれらをもう一遍上へ上げる、そういう作業が必要となりますので、コンベアの運転に支障を来さないようにこの作業が必要となってまいります。

それから、14番目。破砕機運転終了時の本体内部、選別機及び各シュートの付着物、長尺物の除去作業。不燃物の大型ごみの破砕作業を行うもので、今日一部選別のところを

見ていただいたと思うんですが、受け入れから破碎、選別、各搬送コンベア、シュート等いろいろなものが縦横無尽に走ってまいります。当然中に必要なもの、金属物もございますし、電線とかいろいろなものがございます。スプリング等もございますので、シュートを閉めてしまおうとか、日常的にそういうやつは運転終了後に全部のシュート、全部のコンベアを、ちょっとしたついているものを全部取ってやらないと次の日の運転に支障を来すということで、運転は毎日じゃございません。運転終了時にすべて地下から破碎機全般にわたって清掃をすると、そういう作業でございます。

それから、15番目。これも同じく破碎の事項なんですが、各コンベア及びシュート及び分別装置内の閉塞時の除去清掃作業。これは先ほど申しましたとおり各選別コンベア、いろいろなものが縦横無尽に走ってまいります。その中で破碎選別、鉄、アルミ、プラスチックといういろんな分別の各シュート、コンベアが縦横無尽に走っています。運転中にどうしても詰まってしまうということもこれは実際によく起こることでございます。この場合も上記と同じような内容になりますが、そのときも機械が回っておりますので機械の巻き込み等、非常に狭いところでございます。機械の巻き込み等にも細心の注意を払いながらの緊急的な作業ということでございます。

それから、16番目。プラスチック減容機関係の閉塞時の解除作業。現在、プラスチックの処理物の次の処理後の処分ということで難しいということで、この16番目の項目はプラスチックの減容作業というのは現在は行っておりませんので、これはちょっと割愛させていただきたいと思っております。申しわけございません。

それから、17番目。突発的な事故及び故障に対する原因究明及び緊急修理作業。これは焼却炉破碎、ピット前すべての部分について共通する部分でございますが、例えば焼却炉の場合、突然クレーンの前が切損する、ポンプがとまってしまふ、ポンプの交換をしなければならない。破碎機の前に行ったらピット前で火災が起きると、非常に突発的な事故というのが起こってまいります。そういうときの原因的な対応ということで、そういうときの修理、緊急という対応作業ということでございます。

以上が、17の環境清美工場の過重手当に該当する内容の説明でございます。終わらせていただきます。

○森委員長 ありがとうございます。

それでは、最後になりますが、土地改良清美事業所のほうからお願いしたいと思います。

○小屋土地改良清美事務所長 土地改良清美事業所の小屋でございます。よろしくお願

をいたします。

土地改良事業所の過重手当につきましては、最終処分場である米谷町は奈良市の南東部の山間部に位置しておりまして、天理市との境界に接しています。また、主要道路である名阪国道の五ヶ谷インターが近くにあるため、市外、県外からの不法投棄物が多く見受けられます。また、最終処分場の使用地周辺では地元から美化を維持するよう求められています。

不法投棄物の収集作業につきましては、不法投棄物が一般的に通常のごみとして捨てられないものが大半でありまして、収集に際して不快で不健康な収集物、例えば汚物まみれの布団、使用済みの注射器、用途不明の液体が入った瓶類、缶類等々も含まれております。また、収集場所につきましても竹やぶや雑草が生い茂ったところが多く、作業時には全身泥々になる状態であるため過重手当を支給しております。

また、災害防止のためののり面整備作業や凍結防止剤散布作業につきましては、降雨時、降雪時の作業をすることがありますので、これにつきましても支給をしております。

土地改良の過重手当につきましては、以上でございます。

○森委員長 ありがとうございます。

それでは、ただいま説明していただきました過重作業手当につきまして、委員の皆様方からご質問等ありましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

はい、どうぞ。

○松山委員 説明ありがとうございます。いろいろありますけれども、まずお尋ねしたいのは収集課における過重手当で3人のところを2人でやったり、水曜日は業務量が多いとか第3週はこれまた多いとかということのようですねけれども、最後にこの話だけおっしゃった。この手当がないと奈良市における家庭用ごみの収集、運搬業務はきちっとすることが難しいというようなことを最後にちょっとおっしゃったようです。その意味をご説明していただきたいと思います。

○森委員長 それでは、収集課をお願いします。

○奥森収集課長補佐 収集課の奥森です。過重作業手当で先ほど課長が申しましたとおり、大変困難なので必要であるということにつきましてはですが、なぜ過重なのかという形ですが、収集課におきましては、一定の1台の作業区域という形で作業員を先ほど説明しましたとおり定めておりますので、その作業区域、作業量というのが、3人の場合でしたらこの一定の区域、基本的には地域を3つから4つに分けて3回から4回で収集

しておりますのが、1台で3人の場合はすべての4つの区域とすれば4つの区域をすべて3人で収集しなければならないと、ただし1人が休暇等で欠員の場合は2人で作業を行う場合については、その区域の半分が基準の作業量となりますと、2人で1人が欠員の場合につきましてはその4カ所の収集するうちの例えば半分が収集の区域と、2人の場合にはなるという形になります。あとの残りについては基本的には過重な作業となりますので、その残りを2人で収集される場合については過重手当という形で手当が必要であろうという形で残ってくると、だから基本的に1人が欠員の場合には定められた量の半分の量が作業量になるという形になります。

それと、また水曜日とか第3週の木曜、金曜につきましては、説明のとおり奈良市を半分に分けて北側地域、南側地域という形で1台の1日の作業量につきましては、基本的にはベースとして北側地域、それぞれ南北の1つの地域が1日の作業量ですと、水曜日につきましては両方の区域を回りますので北側の区域、南側の区域、両方回ります。だから、その場合については1日の作業量を超える量の倍の区域を回りますので作業が必要となると、その場合、手当がなくなると北側であれば北側半分が基準の作業量という形になりますので半分が残ってくるという形で、1台当たりの3人の区域というのを設定しておりますので、それが標準作業員の作業という形のベースになっております。だから、1人が欠員となった場合についての標準の作業には、1つの区域の半分がという区域が基準の作業量となって、そういう形になってきますので、休んだ場合についてはそれぞれ手当が支給されるのでなければその半分ずつが残ってくるという形になります。

以上です。

○松山委員 すみません、3人がお帰りになったらしんどいと、それは一般的にわかりません。そういうことをお尋ねしているんじゃないかと、この手当がなくなるとつまり3人のところだけで回ったり、それからいわゆる区域外も回ったりするんですね、4時までの業務時間内で。区域外も回る場合、手当がないから回らないということになるんですか。おっしゃったのは手当がないとなかなか収集が難しいというようなことをおっしゃったので、その意味が私ちょっとよくわからなかったのです。しんどいのはよくわかります。業務の内容はわかるんですけども、手当と収集の話です。そのところを先ほどご説明の中でおっしゃったので、手当がないと収集が不能になったり収集が減ったりすると市民に大変な迷惑がかかるので、これは大変なことだろうと私は思っているんですね。しかし、手当がないと収集不能になるおそれがあるというか、なるとおっしゃったので、その意味がまだ

よくわからないんです。そののところがもう少し説明してほしいなと思います。

○森委員長 質問の意味はわかりますかね。

○奥森収集課長補佐 手当を支給という形でありますけれども、基本的に先ほども言いましたとおり作業量というのを定めておりますので、職員に対してはその作業量が基準となります。作業量を超えて仕事をしてくださいという形で命令を出しても、果たして職員のほうで自分のノルマ的なものは達成していますので、だから「それ以上については別に体がしんどいので無理です」という形のことはありますので、実際昼間扱っている職務にしましても、行ってくださいと命令は出すけれども、ノルマ的なもので職員に対しては、それ以上のことは本人によって行く、行かんで命令は出しても、ノルマ以上のことはしつこく命令はできないのでそういう説明になります。

○森委員長 松山委員。

○松山委員 今のお話は、要はごみ手当がないと内部が過重になるという部分ですね。2人で回ることもないだろうし、それから水曜日だとか第3週の、こういう大変なこともできないとかしないということにつながるということをおっしゃりたいわけですね。

○奥森収集課長補佐 基本的に作業員のノルマという形で作業量を設定しておりますので、基本はそれが1日の作業量となっておりますので、それを超える作業は一応はしてください、作業を行ってくださいとは言いますけれども、それを超えて実際にその職員が手当なしでやってくれるかどうかというのはちょっと不明なところがございますので取り切れないという形が発生するという形になるようです。

○松山委員 わかりました。それで、あくまでも就業時間は7時半から4時ですね。

○奥森収集課長補佐 はい。

○松山委員 ここで言う過重作業がなければ、大体通常はどんな業務になるのか、7時半に出勤されて4時までのお帰りになる時間まで、普通はこういう過重なことをしなければ大体どのような基本的な労働環境というか労働の条件というか、現実がどうなっているかちょっと教えてください。

○奥森収集課長補佐 作業の時間ですけれども、標準的な作業でいいますと朝7時半が出勤でありまして、それから朝礼を行って7時40分ぐらいにそれぞれ各号車出発をいたします。それで、今の選定では地域をそれぞれ4つぐらいにし、遠いところから中間近くという形で作業量を個々のばらつきを均等にしておりますので、午前中に2回ないし3回に帰ってきております。それで、11時から1時45分の間が休憩となっておりますけれども、

個々の地域の時間によって、もう一回行って11時半ぐらいになるとか、10時半ぐらいに終えてちょっと早目に休めて、それからすぐに至急の班で出発するとかという形で、個々そういうふうに地域が異なりますんで、終了時間は戻ってくる午前中の作業については時間帯が異なりますけれども、それから後昼食をとって、それからもう一回車の整備とかを見て、それでもう一回ないし2回走りますので、戻ってくるのが、今日も見ていただいたように2時過ぎ前後ですね。今日も2時半ぐらいまでとか、近い地域であれば2時前ぐらいとかという形で戻ってきます。基本的にはその時間帯が通常の1日の作業という形でやっております。

○松山委員 ありがとうございます。今のを確認しますと7時半に出勤して午前中に収集運搬業務を行って、多少時間のずれはあるんですけども11時から11時45分昼休みと、午後からも回るんですね。午後からも回られて2時半ごろには戻ってこられると、4時までの終業までにいろんな段取りだとかいろんなことをされて終了と、そういう通常の業務で3人で回った場合にはこのいわゆる過重手当というのはゼロ円ですね。

○奥森収集課長補佐 3人で回った場合は過重手当は発生いたしません。

○松山委員 しないんですね。

○奥森収集課長補佐 はい、通常の場合。

○松山委員 はい、わかりました。

○森委員長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

ちょっと今の関係で私のほうから。ノルマを設定しているということですが、だれがどういう根拠でノルマを設定されているんですか。

○奥森収集課長補佐 基準規定にも書いてありますように、所属長が定めるという形になっておりますけれども。

○森委員長 所属長というと具体的には、ポストでいうと市長ですか。だれですか。

○奥森収集課長補佐 収集課長です。

○森委員長 収集課長が定める。

○奥森収集課長補佐 今の日常では大体1回当たりごみの量が1,750キロぐらい。一般貨車が2トンパッカー車ですので過積載しないような形で、またごみの袋が大小もございませけれども大体500袋ぐらいで1,450キロ1回当たりが限度として、それで4回ないし3回という形で戻ると。

通常の場合は手当は発生しませんけれども、先ほど言いました水曜日とか第3週の木金

曜日につきましては通常の倍のコースを収集いたしますので、その分については日々の業務の中でも必ず発生するという手当に今現在なっております。

○森委員長 つまり課長さんということですね。収集課自ら設定したノルマがあって、それを越えた分については過重作業手当を出すことによって職員の人に行ってもらっているという、こういう理解でよろしいんですか。

○奥森収集課長補佐 そうです。今の分別の収集、11の分別をしておりますので、どうしても今の限られた5日間の日数で市内の今の収集をしようと思えば、必ず限界の収集とかという形のところが発生しておりますので。その中の一部の地域については見直しの検討作業はしておりますけれども、やっております。

○森委員長 ちょっと事務局にお伺いしたいんですけれども、そういう手当がほかにもあるんですか。つまりどこかの部局が1日のノルマというのを設定して、例えばだれかが休んだからその方の仕事の一部をだれかがやらないといけない。その場合に手当てを出しますというようなことをやっている部局ってほかにもあるんですか。

○事務局 基本的には聞いておりません。ほかの部署ではないと聞いております。

○森委員長 これはだれに聞いたらいいいのかわからないんですけれども、ほかでないのに収集課だけ設けることの根拠ってどこにあるんですかね。だれに聞いたらいいいのかわかりませんが、イレギュラーの手当を出しているということになりますよね。それを収集課だけ設けられる根拠ってどこにあるんですか。出てきた経緯とかよくわからないんですけれどもね。当然そういう議論があって然るべきだったのじゃないかというように思いますけれども。ほかでもあるんだったらそういう手当を奈良市が出しているんだらうなと思うんですけれども、ほかにはなくて収集課だけにあるということですから、これは例外的なものなんですけれども、じゃなぜ例外的なものが収集課に。

どうぞ、お願いします。

○松田リサイクル推進課長 リサイクル推進課の松田です。

収集課に限らず環境部の中で収集部門に携わる部分は労使の間でそういう取り決めが過去に行われまして、その中で基準というものが定められ、条例に定めるところのもとになる仕事量とかそういう定めが設けられています。課長が独断で決めるという、そういう意味合いではないです。労使で相談されて、課長がという形で基準には書かれておりますけれども、あくまでそれは労使の定めの中で、もちろん当時の市長まで決裁をいただいて基準というものを定めておりますので、かなり前のものといえますか、平成19年の時点で

のもので、私たち自身がそのことに携わっておりませんでしたので、基準自体が私たちが定めたというわけではございません。そういう長い間で培われてきました中で毎日続けられる業務というのはどういうものなのかということで、組合とそして使用者側との間の業務の設定という形で定められてきたものなんです。

○森委員長 はい、わかりました。

どうぞ。

○松山委員 収集課ばかりでちょっと申しわけないんですけども、3人で行う担当区域外の収集で月曜から水曜ということですけども、担当区域外までやると、4時とか5時とか6時とか、そういう遅い時間になるんでしょうか。

○奥森収集課長補佐 担当区域の中になると、4時を回るときも実際にはあります。ただ応援という形の収集区域をとりますので、例えば1つあいた時間は1校区、1つの区域が空いたときにそこへ2つの収集のチームが応援に入るとかという形で、業務時間内にでき上がるというような形はとっております。ただ過去において、第3週とか非常に多くの校区があいた地域で時間を超えて収集になったこともございます。

以上です。

○松山委員 通常の基準内の業務を行っておれば大体2時半ごろには終わると、2時半に終わって4時まではあと1時間半しかありませんから、ほかの地域にまた回れば4時どころか5時とか6時に私はなるのかなと思ったんですけども、そうでもないんですか。

○奥森収集課長補佐 ごく一部の区域でそれぞれ4カ所回るとかという形で過酷になってしまいますので、それぞれ半分とかという形で区域のほうは設定して、応援の台数をふやしているという形で時間内に終われるような形には設定はしております。ただ、作業でも自分の区域を終えてからの応援という形になりますので、職員のほうもかなり過重になりますので、そういう形にはならないような形である程度人数を出して台数もふやして、時間内に極力終われるような形ではしております。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 はい、どうぞ。

○松山委員 ちょっと一般論的になるかもしれませんが、収集課で結構です。収集課の話ですけども、3人のところを2人で、確かにちょっとしんどいとなるかもしれませんが、そういう場合であったり、それから担当の区域が決まっているようですが、ほかの区域で収集業務が遅れて手伝いに行くと、応援に行くということですね。

私は、一つの業務として、収集課としての業務として、市民サービスの代表的な市民サービスとして、多少そこで過酷というほどでもないかもしれませんが、過重的なことがあっても、収集課が一体として市民サービスを行うと、だからだれかが何かの都合で休んだり、何かの都合で収集がおくれたりすると、当然私はそこへ応援に行くと、手当があろうがなかろうが応援に行くと、私それが本来の姿じゃないかなと一応思います。手当がないと、なかなか声をかけてやってもらいたいと言ってもなかなか動かないことがあり得るようなことを最初おっしゃいましたけれども、収集課として本来代表的な市民サービスとして、収集課の中でそれぞれが補完し合いながら市民サービスをきちんとやっていくというのが、私は基本的な責務じゃないかなというふうに思っています、一応。そういうことを思っていますが、個人意見でも結構なんです、それに対してどのようにお考えになるのでしょうか。

○森委員長 奈良市の一つの部局というか、市民のサービスを担って一つの部局としての立場としてちょっとお答えいただきたいと思うんですけれどもね。

○吉住環境部長 すみません、環境部長の吉住です。

今いろいろ過重手当等についてご質問がありましたけれども、奈良市の環境部につきましては、特にご存じのように日々出されたごみを衛生的に必ずその日のうちに収集しなければならないということで、一般的な業務のように仕事量も時間帯の拘束によって管理していく方法ではなくて、今まで歴史的にはノルマ制による業務管理を行ってきました。あわせて、奈良市は国際文化観光都市ということでありまして、できるだけ早い時間帯でごみの収集作業を終わるということで、ある程度市の方針として収集業務をできるだけ早くしなさいというふうな対応を今までとってきました。そのために時間帯の中で作業したらそれでいいんじゃないかなという委員さんのご意見でしたけれども、市としてはできるだけ早くしたいということと、午前中にできるだけ多くのごみを収集したいという意味で、私、奈良市民ではないんですけれども、ほかの収集作業車の動きと違って非常に急いでといったら失礼ですけれども、できるだけ早く収集しようとして、皆さんが頑張って収集いただいていると、その結果通常でしたらほかの市みたいに4時ごろに収集作業を終わるようなところを、奈良市の場合は1時ないし2時半で終わるという形になりますので、量的には他市ともほとんど、奈良市だけが少ないということではないかなと思います。

そこへ作業員の人が出た場合は、それ以上の業務量が個人の人にかかってきますので、そのために過重手当という形で支給して、できるだけ早く収集作業を終えてほしいと

いう趣旨で今まで業務管理をしてきたということで、この手当については今後も引き続いて、ごみ収集のために残しておいていただきたいという趣旨で各課長が説明させていただいていると思います。

○楠委員 これはお答えにならなくてもいいかと思いますがけれども、私の見方というか理解なんですけれども、今のお話を総合すると、要はノルマ制を敷いたということの労使交渉の合理性がどこかにあるわけですから、どこかということそもそもノルマの範囲内で十分過重なんだと、だからそれだけでも十分いっぱい仕事のしているのに、それ以上させるのであれば何らかの手当が必要だろうということで、若干歩合に近いような発想がそこにあるのかなという理解をしています。

そういうふうなスキームでやるべきかどうかということが1つと、あともう一つ、勤務時間内、先ほど松山先生がおっしゃいましたけれども、4時まで5時までということなのであれば、その時間内であれば通常勤務ではないかというような見方がされるだろうと、それに対してはどうなのかということは、今おっしゃった話だと午前中に全部回収しているというふうなもともとの取り決めというか考え方があったので、それだけでいっぱいなんだからという話になる。ただ、そうするとそれ以上の仕事をさせてしまうと受忍限度を超えてしまうというふうな理解になるんじゃないかと、だからそもそも労働者としての労働量をはるかに超えているというような理解なのであれば、それ自体がまた問題じゃないかというのが1つ。

もう一つ、何らかの形で過重労働であると、これは大変なのでなかなかやってくれないだろうというふうなことがあったとしても、これは特別勤務手当の話なのかどうかということが一つあると思うんですね。ですから、その辺を全部クリアして初めて特勤として説明できるのかなというように思うんですけれども、お答えにならなくて結構です。もしお答えになられるならお願いいたします。今の話について理解を間違えているかどうかについていかがでしょうか。人事の方でもよろしいですけど。

○森委員長 いかがでしょうか。1点目はノルマが、労働者の勤務実態がもう限度だと、これ以上働くというのが受忍限度を超えると、非常に過重やということですね。それやったらそれ自身を改善することが問題であって、年間3万9,000件、4万件近く、23年度というたら、出し続けて労働者の方に限界を超える労働を常態化させている、そのこと自身が問題じゃないかということをおっしゃっているわけですね。それについてまず1点目の質問があったわけですね。それについてどうですかね。矛盾するわけですね。

はい、どうぞ。

○吉住環境部長 明確なお答えになるかどうかあれなんですけれども、基本的にノルマというのは過重労働業務という認識はしておりません。他都市の事例でも大体収集業務についてはノルマ制を採用されているところが結構多いんですけれども、参入業者のパッカー車1台当たり7トン程度というのが大体平均でありまして、ノルマの中では過重という理解はしていません。ただ、それ以上を超えたものについては過重という形であって、例えば3人乗車のところを1人休暇で休まれて2人で収集すると、7トン进行处理する場合は、これは2人に過重な労働がかかってきますので過重手当を支給すると、3人で乗車して1校区7トン进行处理した後、他の校区のところをあいているところについて応援に行くと、これはノルマの量を超えるものですので過重手当として支給させていただいているということで、現在対応させていただいたと、ノルマの量そのものが過重というところまではいっていないと考えております。

○楠委員 そうしますと、考え方としてはもちろん労働者側と雇用者側で考え方が違うのかもしれませんが、もし仮にノルマの1.5倍の量を働いたとしても、それ自体が過重ではないという評価もできなくはないんじゃないですかね。それは評価の問題なんですよね。ですから松山先生がおっしゃったのは、要は実際の仕事の範囲内で仕事を全部回しているわけだから、それ自体が過重じゃない、市を一帯回って作業量の平準化とかも図りながらやっていったら、それはそれで一つの受忍限度内の話になるんじゃないですかという評価もできると、だからその評価というのは一体何なのかというのは、これは実際にその作業の内容それ自体を全部理解しないとなかなか評価できないことではあると思うんですよね。ですから、なかなか難しいところではあるんですけれども、そういう理解もできるので、どうもノルマを超えているから過重なんだというのはノルマがあるからそういうふうな評価になるわけで、ノルマそれ自体についての考え方を変えたらまた別の話なのかという評価もできるんじゃないかというのが私の理解なんです。ただ、それはどう妥当な線なのかというのはこれはまた別の話だと思うので、なかなかこれは評価が難しいところではありますけれども、ノルマがあるから全部ノルマを超えたものは過重なんですというふうなことというのは、それはノルマによって通常作業を決めてしまっているからなんです。私の理解は間違えていますか。

○小西総務部長 総務部の小西でございます。

今作業量の問題が出ていると思います。それと、この環境部の主に収集部門がノルマ作

業で今労務管理をしていると、これは私、前回の委員会の中でノルマ作業ということの是非について、これは環境局自体もそうでしょうし、この委員会でも是非についてぜひご議論をお願いしたいという形でお願いしたと思います。それで、収集課のほうでも作業量の説明の中でありましたように、毎日の作業量が平準化されていないという部分がございます。水曜日はふだんの倍の校区の量を取る。また、第3週木金も含めて倍のごみの量を取ると、基本的にそういった倍のごみを取る日が毎週1回、月にも何回かそういう日がございますので、その日が普通に時間内にごみを収集できるということ、基本的に毎日の一つの職員が担当する作業量というものを定めている以上、それが職員の1日の作業量だと、それが先ほど楠先生がご指摘をいただいた受忍限度になるのかというのは、少し違う観点でそういうふうな一種のノルマ量、作業量を定めておりますので、それを超えて職員に仕事をさせるときに、今現在環境部のほうでは過去の経緯、労使交渉もありましたけれども、その部分については労務管理上手当を支給して作業をさせていること自体が、作業をスムーズに進めるためにそういったような過去から労使と協議を踏まえそういう制度をつくってきたという経緯があると思います。

以上です。

○楠委員　そういった実際上のいきさつの経緯というものをどこかで何か形をつくらなきゃいけないというところが、特殊勤務手当というところに落ちつくところがあったということなんです。ただ、特殊勤務手当というのは、それが当たり前に常態化しているものはそもそも念頭に置いていないはずなんです。例えば特に危険な仕事とか、その仕事をする自体が性質的に危険なものだということであれば通常作業とは違う評価をすることで与えるものだと思うんですけども、だからこれは2番目のことになりましてけれども、そういったものがもし仮に実務的に、仮にそうだったとしても特殊勤務手当という枠組みで今みたいな話をするかどうかというのは、また一つの論点なのかなと思いますけれども、これについてはいかがですか。

○小西総務部長　この委員会が始まる当初に、特に環境部の給与とか給与全般でというお話をさせていただいたとは思いますが、もちろんそういったことを全体で見るということも可能かとは思いますが、今現在の環境部の労務管理上でいえば、そういった職員によってある程度日々職員に対する労務管理が人によって作業量が異なるという部分は今までは手当処理をしてきたということですので、全般的な業務量を今後こういった形で評価していくのかということも含めまして、それをこの特殊勤務手

当で評価をするのかというのはいろんな議論があるというふうには考えております。

○楠委員 やはり特殊勤務手当という枠組みで支払いが常態化しているというか、その部分はやはり批判されてしまうところなんですよね。これは特殊じゃないじゃないですかと、これは通常のものじゃないですかというふうな評価で、中身を見ても性質的に特殊なものを行っているとか危険なものを行っているとかということになるのであれば、通常作業とは別ですね、これはある程度常態化しても、その職業につかれている方に関しては説明はできると思うんですけれども、3人と2人はどれだけ違うのかというのはなかなか難しいかもしれませんが、外から見ると同じ作業を多くやっていると見えるんですよね。だから、それに対してはこれは大変なんだというふうな評価されるのであれば、またそれは別の話なのかなというふうに思うんですね。

特殊勤務手当という元々例外的に払うものを常態的に払っているというのが、これがなかなか説明つかないところだというふうな私は個人的にはそういう評価をしてしまうんですね。ただ、何らかの対応が必要だということに関しては、これはまたきちんと考えていくべき話であると思います。これは、だから実際に業務というものがきちんと回ると、きちんと適正に回って市民サービスがちゃんとなされるんだといったことが一番の目標ですから、その観点からはきちんとこの問題は考えていかなきゃならないと思いますけれども、特殊勤務手当という枠で特殊なものを払っているというものがほぼ全員に、ほぼ日常的に払われているというのが、これはやはり疑問を持ってしまうということだと思います。ほかの委員の方、意見があればお願いします。

○森委員長 はい、どうぞ。

○松山委員 まさに特殊勤務手当は特殊だから払うと、だから常態化したものには払わないと、制度がないと厳しいんです。先ほどそういうことですが、私のほうから質問としてお尋ねしたいのは、また収集課で申しわけないんですけれども、こういう今運用されているいわゆる過重作業手当というものが、今後も担当課としてはぜひとも継続していきたいというようなご意向はお持ちなんでしょうね、担当課として。その場合に、そういうふうな発言のように私聞こえますが、そうするとこのような内容を市民に説明した場合に、市民の方々のご理解が得られるかどうかということについてどのようにお考えになっているものか、収集課の担当のほうからちょっとご意見をお伺いしたいということです。

○後藤収集課長 収集課の後藤でございます。

もちろん収集課としては、特殊勤務手当としていかなものかというご意見もございま

すけれども、それは別といたしましても何らかの形でのそういう、差別化と言ったらおかしいですけれども、人よりもたくさんの業務をしていただく方に何らかのものを出させていただく、手当という形がいいのかどうかはわかりませんが、それは必要であると思いません。

それと、今の形では収集課のほうは、だれかが休んだからといって予備の人員というのを全く設けておりません。これは手当があるからそういう形をとっているのかと言われたらそれもあるんですけれども、今の現状からすればやっぱり休んだ分についてのそういう手当は必要である。ただ、それを市民の方にどう説明するかというのは先生おっしゃったんですけれども、特殊勤務手当としてというよりも、やはり休んだところを自分のノルマ量をやった後応援で行っている分に対して支払わせていただいておりますということは、申し上げることはできると思います。理解を得られるかどうかということは、当然それは立場によってももちろん違うでしょうし、私のほうはやっぱりそれは言わせてはいただきます。

以上です。

○森委員長 よろしいですか。

○松山委員 はい。

○森委員長 ちょっとさっきからわからなかったのは、休んだ方がいた場合そこに過重な負担がかかってくるということですよ。休む方というのは特定の方なんですか。普通30日ぐらい有給休暇ってありますよね。そのときに病気になったりというのも、病気で病院へ行ったりというのも含んだりありますよね。それが職員の方みんなに、同じように休暇をとられていたらそれは持ちつ持たれつの関係なんだから、別に特定の方に負担がかかるということにならないんじゃないかなと思うんですけれども、休暇の実態ってどうなっているんですか。言っている意味、わかりますか。

○後藤収集課長 わかります。

○森委員長 例えば我々、大学なんかでもそうやっているんですよ。休みますよね、だれかが負担しますよね、それは持ちつ持たれつの関係なんですよ。だから、その人が休んだ分の仕事をやったからといって過重やから手当をやり出すとか、そんなことにならないわけですよ。そこがちょっと違うなという感じがしたので、そのところをちょっと説明いただきたいなと思うんですがね。

○後藤収集課長 まず、もちろん与えられたものというような年次休暇の日数も全部皆さ

ん平等に与えられるわけなんですけれども、どうしてもそこに病気休暇とかも発生してきておりますし、極端な場合ほかのところでは病休の委員会等でも当然議題としては上げられているんですけれども、ところが、過重の第3週の水曜、木曜、金曜とかにやはり仕事がきついということでの休む者が多いと、それは来ていたらもちろん手当はつくんですけれども、それでもつかない日よりは休む人数が多いというのはやっぱりそれだけ業務がきついというんですか、そういうのがあるのかなとは思いますが。手当がない日よりも手当のつく日のほうが休む人数とかも多いのが現状でございます。

○松山委員 ちょっと話を変えまして環境清美工場のことでお尋ねします。

環境清美工場で対象業務は1から17番まであって、それを一つずつ説明されましたけれども、要は1から16はないということなんですけれども、1から17の作業をした日に限ってどの作業をしたということをきちんと記録した上で、そういう作業をした日に限って1,500円をお支払いしているということによろしいのでしょうか。

○（環境部） はい、そういうことでございます。

○松山委員 そうすると結構な件数5,200件とかとなっているんで、毎日とはいいませんね、二、三日に1回ですか、は必ずこういう作業が出てくるというような、割に恒常的には出てくるということによろしいんですか。

○（環境部） はい。あくまでも緊急的、定期的という内容のものばかりですんで、場合によっては予防保全という形でちょっと早目にしておこうかなということも出てくるかもと思っております。

○松山委員 再確認しますけれども、特殊勤務手当を支給するときはこの1番から17番のどの業務をどの程度やったということは、どこかできちんと記録はされているんでしょうね。

○（環境部） それは記録しております。

○松山委員 ありがとうございます。わかりました。

それで、清美工場の話で結構ですが、清美工場でこういう過重作業手当をとというのが新設されたのが平成18年、19年ですか、平成19年から新設されたということによろしいのでしょうか。

○（環境部） 平成18年の4月でございます。

○松山委員 平成18年4月ということは、平成18年度ですね。平成18年度から新設されたという。そのときにどのような議論になったかということについてご存じであれば。つ

まりこれを新設するに当たっていろんな議論があったと思います。こういう制度がいいのか悪いのか、金額がどうなのか、対象がどうかと、いろんな議論があったと思います。ご存じであれば担当の方というか清美工場の関係者の方、ちょっと教えてほしいんですけども。

○小西総務部長 平成18年度のときの特殊勤務手当改正に当たっての議論ということなのですが、私もその当時この部署にはいませんでしたので担当者ということではないんですけども、過去の記録を見ますと、平成14年ぐらいの当時から特殊勤務手当の改正という話が出ました。それはもちろん包括外部監査報告で環境部に支出されている特殊勤務手当の中には不適正なものがあるという指摘を受けまして、この包括外部監査報告は15年3月だったと思います。15年3月に出されまして、それ以降環境部、人事課、それと市従業員労働組合と、指摘をされた不適正な特殊勤務手当の改正と、環境部における全般的特殊勤務手当の見直しという議論、構想をさせていただいております。

その当時不適正だというふうに指摘された手当の中には皆勤手当と精勤手当というようなものがございましたし、あと休日出勤特別手当とかいうようなものもございました。あとまた、区域外収集手当であるとか大型ごみ収集手当の支給の仕方が不適正だというふうな指摘を受けまして、主に4種類の手当を廃止するというような方向で話をする中で、こういった手当類は廃止はしますが、新たにその部分で今までの特殊勤務手当、要するに平成18年4月以前の特殊勤務手当というのは、ほぼ収集部門ですね。ほぼ収集部門にだけにしか特殊勤務手当というのは、こういった過重的な部分は支給されていなかったと、こういった環境清美工場や、また土地改良清美事務所などにもそういった過重的な勤務はあるということで、新たにこういう議論をさせていただいて、環境清美工場でいえばこの17項目、土地改良でいえば3項目を新たに過重勤務ということで、18年4月の中にはこういった環境清美工場や土地改良清美事務所の過重手当が新たに付け加わった。その分今までの皆勤手当であるとか休日出勤特別手当であるとか区域外とか、そういった4種類の手当の見直しのかわりといたしましたら何ですけども、その中でこういった手当が新たに付け加わるというような経緯を聞いております。

○森委員長 じゃ続き。

○楠委員 同じ過重作業手当という項目になっていますけれども、ここの工場の場合はどちらかというと先ほどの話と違って危険作業手当に見えるんですね。過重な作業というより、こういうふうな例えば壊れたものに対する作業、修理とか、あとは詰まったときの

清掃とか、これは危険なことをやるんだらうということを強調なさっていて、だから危険作業手当みたいな話なのかなというふうに聞いたりしたんですけれども、実際はそうなんでしょうかね。ほかの作業とは違う危険のものという理解なんですか。

○山本環境清美工場長 工場でございます。当然今日見ていただいたとおり危険性というのは伴います。1分か2分で済んでしまうような作業ではございません。暑い、その環境の中で1時間や2時間というのは、そのぐらいの時間をかけなければならないような、ここでしているのはそういう作業がほとんどでございます。実際のところ体力的にも非常に要る、というのは体力的にも非常に体力を消耗しますし、その辺の環境状態だということもちょっとご理解いただきたいと思います。

○森委員長 楠委員が言われているのは、過重作業手当という出し方がふさわしくないんじゃないですかという、こういうことですよ。

○楠委員 ほかの課のそういう手当を見ると、さっきのノルマ制もあるんですけれども、やはり量が多いということを強調されていて、量が一定以上の量を超えているから、だからもうこれは限界なんですというふうな説明だったんですよね。それに対する手当という話だったと思うんですけれども、こちらの工場の話を知ると、量が多くなったからというよりはそもそもこの17項目、私なかなか専門的な話というのがお聞きした範囲でしか評価できないところもあるんですが、少なくとも危険であると、もちろん作業としては大変だろうから作業量としても大変なのかもしれないけれども、むしろこれが特殊な作業として認められるものは危険で、こういったことに関してすごく神経を使うし、場合によってはけがとかもついて回るといったこと等を強調なさってこの手当という、だからほかの量が多くなった手当とは性質が違うのかなというふうな理解なんかで。そうじゃなくて、やっぱり量の問題なんでしょうか。

○山本環境清美工場長 これはあくまでも先ほど申し上りましたとおり、緊急的なまた定期的な対応をしなければならないという項目ではございますが、通常業務という中にも当然今日見ていただいたとおりピット前から焼却炉、焼却炉でしたら運転から操作から焼却炉の運転、それから水分分解装置の運転、灰固化装置の運転とか灰汚水の運転監視、それから灰汚水設備につきましても、常にその辺の運転管理、日常点検というのが、通常は我々の日常的な通常的な業務になっております。一日中、中をそうやって点検しながら、24時間一時も休みなしにそのことを点検して、通常にごみ処理ができるようにするのが私たちの仕事でございます、それが一応通常業務という形で日常業務にしておるわけござい

ます。それ以上という一つのここに上げさせていただいた項目は、その項目以上に過酷と申しましょうかそういう労働、それは世の中で過重となるのか危険となるのかわかりませんが、こういう状態も起こってくる。これは通常の日常的な業務には入らないと理解しておりますが。

○楠委員 やはり通常業務の延長で通常予想される作業というものが追加で生じたというふうな評価なのか、こういった作業に携わる者というのは通常業務とは違う何かの特殊な危険性とか不快感みたいなものが伴うものだということで、やはり特勤という観点からすると評価が変わってくるんじゃないかと思うんですよね。もちろん先ほどの話のように、ある一定以上の作業量を求めた場合にはそれに対する評価か何かをしなきゃいけないということは、また別の問題かもしれませんが、特勤の枠で考えた場合には、通常業務にないような特殊性というものがどこにあるのかということがやはり大事なのかなというふうに思うんですね。

○森委員長 例えば総務課が危険手当というのを特殊勤務手当で出しているんですよね。それは、例えば災害があったときとか地震があったりしたときに、現場へ行ってその活動に携われるというのが非日常的だし、また危険性を伴うわけですよね。そういう場合危険手当として出して、そういう性格のものとして危険手当という形で出していると、ところが同じ特殊勤務手当の中でも過重作業手当として出されるのであれば、それが過重なのかどうかという議論になっていくわけですよね。だからそういう出し方が適切というふうに思っておられるのかどうか。むしろ今は過去の経緯の中で過重作業手当という形で出しているんだけど、本来は危険手当のような形で整理し直すほうが担当課としてはふさわしいと思っているとかなですね。その点に関してご意見が求められているというふうに私は理解しているんですけれども。

○楠委員 ちょっと追加ですみません。私はこの17項の手当を見たときに、通常業務じゃないかという意見もあったんですが、例えば17番とか、突発の事故に対する修理というのはどう考えても通常業務ではないと思うんですよね。だからこれはさすがに危険な話なのかなというふうに思って、これはやはり聞いたほうがいいだろうと、どういうふうな内容なのかとですね。そういうことで、やはりこういうふうな中身を聞いたほうがいいんじゃないかという意見をそのとき申し上げたんですね。

だから、通常業務の延長でしようという話と、いやこれは特に危険なんですということでは、先ほど委員長がおっしゃいましたけれども、特殊性といったときの評価の軸が違う

というか、見方が違うんですね。これは危険だから必要ですねというふうな評価なのか、それともこれは過重だから必要ですねという評価というのはやはり違いますよね。危険だから必要なんだというような評価がされるのであれば、そこは過重云々の話でなくなってくるんですね。もちろん両方だということであれば両方の評価になるんでしょうけれども、そこはやはり軸足をはっきりさせたほうが議論の対象にはなりやすいし、軸足がはっきりしないと通常業務ですねと言われてしまって終わりになる可能性が高いんですね。

○山本環境清美工場長 17の先ほども突発性のものということを申し上げました。例えば焼却炉の中で不備が起きたと、そういうことに関して私ども手の負える範囲ではございません。できる範囲、今日クレーンに上がっていただいたところなんです、実際の場合には消えるということはあるんです。下からクレーンで50キロのワイヤを4本持って上へ上がって行ってワイヤを交換するんです。70メートルのワイヤを4本交換するんです。それが停まってしまえば、ごみを受け入れられないという状況が起こってくるんです。

もちろん危険なことも確かですが、それをやらないと、普通何もなかったらその作業は必要ないわけですね。過重という言葉の意味ははっきりその辺のところは理解しておりますが、通常業務をはるかに超える、それだけ体力的にも肉体的にも労働をしているということは、僕はそのことは過重になるのかな、そういう感じを持っております。

○森委員長 そういうご意見でよろしいですか。そういうふうな軸足で評価されるということでもよろしいんですか。

○山本環境清美工場長 全体についてですか。

○森委員長 つまりこれは過重な業務に対する手当だというふうにおっしゃったわけですよね。過重であるということに対する手当であるということに理解してよろしいわけですか。もしそうだと、労働時間内だったら過重でないとかという議論がもしここでなれば、そういう形で判断されることになりますけれども、それでよろしいということですか。どういう議論になるかってわかりませんが、そういうふうにとめさせていただいてよろしいですか。

○山本環境清美工場長 過重であり危険であるという、両方含まれた作業であるというふうに考えております。

○森委員長 わかりました。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 はい。

○松山委員 リサイクル推進課の部分でお尋ねします。

これも先ほどと一緒に、リサイクル推進課での過重作業手当と称するものは平成18年度からスタートしたと一応聞いております。先ほど清美工場でも平成18年からスタートしたんだけど、過去の経緯として部長さんは、何種類かの従前にあったものを廃止してそれにかわるものかもしれないというような発言がありましたが、リサイクル推進課では平成18年度から新設になったのか、その辺のいきさつ、なぜこういうものがリサイクル推進課で出てきたのか、ご存じであればお教え願いたいと思います。

○森委員長 じゃリサイクル推進課。

○松田リサイクル推進課長 リサイクル推進課です。

18年度以前のことにつきましては、私どものほう引き継ぎ事項として受けておりませんので、以前の状況については熟知しておりません。

○小西総務部長 小西でございます。

リサイクル推進課の18年4月以前の手当の支給の仕方ということなんですけれども、先ほど私が従前の4つの手当のうち大型ごみ処理手当というのがございまして、その出し方が不適切であるという形の包括外部監査報告で指摘を受けております。その出し方が不適切であるという一つのうちに、大型ごみ作業手当という項目でリサイクルのこういった分別収集に対して手当を支払っていたと、これはあくまで項目が違うんではないかというのを包括外部監査報告のほうで指摘を受けておりましたので、従前は18年4月以前は、大型ごみ処理作業手当という形でリサイクル推進課の再生資源の収集作業に対してのそういった過重な部分という部分に対して手当が支給されていたということでございます。

○松山委員 そういう意味では新設でないと、名称を変えてスタートしたということでございますね。

○小西総務部長 名称と出し方を変えて、新しいこういう形で出したという形になります。

○松山委員 平成18年頃に包括外部監査のそういうこともあったのか、一部いろいろ議論されたようなんですけれども、そこでこういう特殊勤務手当というものについて市の中で、議会も含めて大きな議論になっていなかったように思いますけれども、その辺の状況、平成18年度頃にこういう会見が行われたときの状況というのをもしご存じであれば。

○小西総務部長 議会の議論ということですか。

○松山委員 議会などが、市の担当の市役所なんかですね。

○小西総務部長 もちろんこの特殊勤務手当の改正につきましては、組合交渉を始めた、

確か15年3月の報告を得て、すぐに主に従業員労働組合で交渉を始めて、計3年近くの交渉経緯がありますので、市内部ではそういったことを特に大きな問題としまして何十回とこの件に関しまして交渉をしておりました。それで、前も少しお話ししたと思えますけれども、この前後に特に平成17年になりまして、オンブズマンからこの特殊勤務手当に対して監査請求、その後損害賠償請求というような動きもございまして、そういったことで市役所内部では大きな議論をしていたわけですが、その当時平成18年3月議会に改正案、条例案を提案させていただいたわけなんですけれども、そこでは余り議会の中では大きな議論にはならなかったのではないかというふうに聞いております。議会でそう大きな議論の記憶はございませんでした。

○森委員長 よろしいですか。

○松山委員 はい。

○森委員長 すみません。さっき環境清美工場をお伺いしたんですけれども、17項目をかなり丁寧に説明していただいたんですけれども、話の中で過重か危険かみたいな、危険という観点からいった場合、これとこれとこれは危険だというふうに抽出できますか。つまりこの項目の中で単に労働負荷がかかるだけかなというふうに思っているものを除いて、これは非定型的でしかもかなりの危険が伴うというものが抽出できますか。それともこの17項目はすべてそうだとということになるんでしょうか。個人的な意見で結構ですので、これとこれとこれはかなり危険だというようなものが選択できるんだったら、ちょっとそれを教えてほしいなと思うんですけれども。

○山本環境清美工場長 個人的なあれでよろしいですか。

○森委員長 はい、結構です。

○山本環境清美工場長 こちらが維持管理する中で、私自身が工場の中を毎日うろうろしていますんで、その中で展開検査の云々のものを除きまして、2番目長尺物のホッパー、上へ上がっていただいてその作業をする際には脱落、人間が滑って落ちる、それは一日中危険であると僕は考えます。それと高架煙道、この高架煙道の場合もはしごをかけて1.5メートルぐらいのところまで落とすものですから、これも危険等はあると思います。それから、火格子下シュート等の清掃、この場合は炉を停止してする場合もございまして、余り大きなものでしたらシュートの中へ入って落とす場合もございまして。強いて言えば状況の悪い中へ入って落とすということで、一歩間違えれば5メートル下ぐらいのコンベアに落ちてしまうということで、高さ的な危険が今の項目にはあると思います。それと熔融物の

クリンカーの除去作業でございますが、これについては条件が周辺温度が70度、80度の中で作業、これはいうたら危険性ということでは除かせていただきます。それと有害ガスの消石灰の輸送配管の閉塞作業、これは1階から5階までの管理で上の作業というのは高い位置で灰が出ますので、これも危険だと考えます。それから破碎の場合、運転終了時に清掃する場合というのはまだましだとは思いますが、突発的な故障時、突発な閉塞時、それに対する対処作業というのは、本当に被害が生まれながら人間が人力で行うものですから、上下でも転落して落ちると、そういう危険性もありますんで、これは危険の作業に入ると思います。

○森委員長 今の何番になりますか。

○山本環境清美工場長 14番です。

○森委員長 そういうところですか。

○山本環境清美工場長 その程度だと思います。

○松山委員 今の話で関連して教えてほしいんですけども、確かにどんな工場へ行っても危険なことはあるんですよ。別に清掃工場に行かなくたって工場へ行けば、化学工場へ行けばあるし、そして危険はあるんですが、危険ということだけに関してだけで結構ですが、どの程度の危険なのかと、確かに命を落とすという危険があるのに1,500円もらってだれがするんですか、しませんよね。だれもしませんよね、命に危険があるようなことは。だから、その危険というのは、何か前も私今週の議会で申し上げましたけれども、確かに危ない。しかし危ないからこそいろいろな安全施策が行われているだろうと私、思います。しかしそれでも危険な部分は確かにあるでしょう。しかし、それは清美工場に限ったことではなくて全国津々浦々いろんなところにいろんな危険があります。運転するだけでも当然危険ですよ、車を運転するだけでも。そういう意味で、危険とおっしゃるんだけれども、確かにある程度は私も理解できますが、どの程度の危険ということをお考えになっているのか、ちょっと怖いなという程度なのか、それとも毎日こういう場所で仕事されていると当然、私たちが今日行きましたけれども、私たちなんかはたまたま行っただけで慣れていないもので、ちょっと怖いなとかがあったかもしれませんが、こういうところで仕事をされて訓練も当然されているだろうし、いろんなこともなれも当然あるでしょうし、その辺のところを、危険ということに対しての認識をちょっと教えてほしいなど。

○山本環境清美工場長 報告でうかがえますものにつきましては、実際に高所の作業が多いと、僕自身もふらついて落ちかけたこともございますし、そのとき落ちなかったですが、

クレーンの上で作業しているときに足を滑らせてというのは実際にございました。一步間違えばきっと落ちてしまう。クレーンの高さからでしたら四、五十メートルほどございます。その落下、高さに対する落下、今日は煙突のところは行っていただいていませんが、煙突は50メートルありまして、そこで点検をやることございます。それも高さによる怖さですね。比較的小さい、大きなあれではないですが、焼却炉で火を扱っております。カセットボンベ、その辺の挿入を入れますと爆風というのは、日常茶飯事といったらよほど分別が悪いですが、爆風が出てくる。爆風によるやけど、一つ間違えば顔が当たれば目を失明するというのは、その辺は失明までは至らなかったですが、職員はいろんなそういう意味で負っております。だから、そういうのも高温でございますので、どうしてもそういう場所ばかりなんで。日常ある程度でもそういう目に遭うというのは実際にございますので、火に対する危険というのは工場のほうでは一番でないかなと思います。

○森委員長 よろしいですか。

○松山委員 もう一つだけです。今の件で、この清美工場の件で結構ですが、労働安全衛生委員会というのが環境部にあるようですけれども、そこで環境清美工場の業務の内容の安全性に関しての改善策だとかいろんなことがここでされたと思いますが、その辺の状況について、労働災害ができるだけ起こらないようにいか皆無にするためのいろんな施策がとられていると思います。その辺のところについてちょっとお尋ねします。

○山本環境清美工場長 工場におきましては、その辺の関連におきまして環境の部門ということで、ヘルメット、防じん眼鏡、それから防じんマスク、それと外部の作業でもいろんな足に刺さったとか、そういうものを扱う職場なんでそういうことがありますんで安全長靴、それと特殊な手袋、その作業に当たる際は予防をしてそれで作業に当たると、高所に上がる時は安全ベルト、クレーンに上がるようなものは安全ベルトを使用するというようなことを、安全対策はそういうのをさせていただいています。

○森委員長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

各担当課から言い忘れたこととか補足的なこととか、ございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○吉住環境部長 すみません、いい忘れたことということではないんですけれども、私、前回の第3回の検討委員会におきまして、委員の方からほかの市町村と比較して市民のごみの出し方がよいのか悪いのかということで質問をいただきました。そのときに私、特に

悪いとは意識しておりませんと答えさせていただきましたが、私がまだまだ認識不足でありまして訂正させていただきたいと思います。

ごみの分別につきましては、以前に比べますと徐々にはよくなっておりますが、今日ちょっと清美工場を見ていただいた中では、事業系のごみも含めてまだまだ分別がきちっとしていないということでもあります。そのため良くないと言わざるを得ないというふうに考えております。このことから、今後も引き続き市民の方々によります適切なごみの分別について理解等ご協力をいただけるようお願いしていきたいと、このように考えています。

あわせて、申しわけないんですけれども、前回の第3回及び今回の第4回の検討委員会におきまして現場の意見を聞いていただくということで、評価シートに基づきましてヒアリングを行っていただく、また今日は環境清美工場に実際見に行ってくださいましてどうもありがとうございました。ご存じのように、この会議の中でいろいろ議論をしていただくよりも現場に行ってくださいましてより理解を深めていただけたかなと考えております。奈良市としては、ノルマ制という対応の中で今まで事業を進めてきたということで特殊勤務手当等も含めて対応してきておりますので、今後は引き続きまして市民の方々から出されました思いを適正に処理していきたいということで、これらの手当の必要性についてできましたら改めてご検討のほどをいただきたいということをお願いしたいと思います。

以上でございます。

○森委員長 ありますか。はい、どうぞ。

○小西総務部長 私のほうからも先ほど説明不足の分もあった部分があるかと思っておりますので、私が言うのが適当かどうかわかりませんが、現場を預かる人たちの特に管理職の気持ちということで聞いていただければ結構かと思っております。

収集部門の作業をさせる場合の労務管理の難しさというのが、私もこの環境部の業務を見ていて感じる部分がございます。それは先ほどから何度か議論になっていたと思っておりますけれども、日々の仕事量が異なる、またそれが週単位でも月単位でも異なる、また同じ日の仕事量も職員間によって大きく異なるというのがどうしても収集部門の作業としてございます。それを何とか年間を通して均質に与えられないのかということで、現場のほうでは日々努力をしていただいておりますけれども、やはりなかなかそれが難しい部分がございます。例は適切なんかどうかわかりませんが、例えば保険の勧誘員であれば、一生懸命勧誘してきた人には何らかの報酬を与えるというような形もされた上で、やっぱりきちっと労務管理をやっておるといような民間の部分でもあるとは思っています。それを公

務員に適応していいのかといういろいろな議論もあるかと思いますが、やはり現場を預かる特に管理職の人がある程度職員に納得性を持たせて、そういった均質でない労働力を提供してもらうという部分で、一定こういった過重手当みたいな特殊勤務手当を活用させて、現場を回している管理職の苦労というものもございますので、そういった意味の今まではこういった手当を使って、額の多寡とかいろいろな評価の批判はあるのは重々承知しております。そういった意味で、こういった手当を使って労務管理をある程度現場の中で円滑にしていたという機能がこの特殊勤務手当の中に今までされてきたという経緯があったということだけちょっとつけ加えさせていただきたいと思います。

○森委員長 ちょっと今の件について、私から1つ質問よろしいですか。労務管理上過重作業手当を使ってこられたということはよくわかったんですけども、それは出し方として適正というふうにお思いですか、課長として。手当を出すというのはわかります、労務管理上ね。それを過重作業手当という名の特殊勤務手当として出すのが適正かと思われていますかということなんですけれどもね。

○小西総務部長 今私が発言させていただいた、私も現場を預かっている者ではございませんので、現場を預かる管理職としてはある意味出さざるを得なかったような部分が今までもあるとは思いますが。

○森委員長 手当を出すというのはいいんですよ。それを特殊勤務手当として出すということは今でも適切であるというふうにお思いですかというふうな質問なんです。

○小西総務部長 それで、それを評価する方法が特殊勤務手当以外にあるのであれば、特殊勤務手当には余り求める部分ではないのかなというふうには考えています。

○森委員長 はい、わかりました。

じゃよろしいですか、ヒアリングにつきましては。楠委員、倉本委員、よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森委員長 それでは、これをもちまして今日のヒアリングについては終わらせていただきたいというふうに思います。

この後どういう流れで。

○事務局 今日ヒアリングの後、公開でございますけれどもこの環境部につきましてはの判定を第二次判定としてさせていただくお時間等の調整をさせていただけるならば。予定では5時半ないし6時と思っておったんですけども、そこら辺各委員の方々のお時間、予定もございませうし。

○森委員長 二次判定が最終ではないんですけれども、二次判定までを今日の中でやってまいりたいというふうに。よろしいですか。休憩とりますか。

じゃちょっと5分ぐらい休憩をとりたいと思いますので、6時から再開させていただきたいと思います。どうも担当部局、ありがとうございました。

(休憩)

○森委員長 そしたら、もしよろしければ再開させていただきたいと思います。

できるだけ丁寧かつ迅速に進めたいと思いますので、よろしくお願いします。

先ほど申しましたけれども、最終決定ということにはなりません。最終決定ではないんですけれども二次判定ということで、イメージとしてはほぼ確定させていきたいというふうに思っておりますので、そういった意味では重要な判定の会議ということになります。

前回、下水処理作業手当から順番にヒアリングしていったそれぞれを二次判定していくということになります。お手元にあります評価シートを見ながら、議論を少し思い出しながら詰めたんですが、まず評価シート33ページの建設部下水道維持課の下水処理作業手当ですね。これについてですが。33ページ、15番ですね。メモ等からまとめると、基本としてやられたのは下水の事故というかトラブルというのは、これは大変だというのは非常に強調されておりましたね。それに対する手当だということだったというふうに思います。簡単なものやったら1時間ぐらいで終わるけれども、長いものだったら半日ぐらいはかかるというようなお話もされておりました。一番上の多いのが管詰まりですね。これが多いということですね。ほぼ毎日のように残るということで2名の正規職員と4名の嘱託の方、年間が50回ぐらい、550件ぐらいあるということですね。

特殊勤務手当の原則に沿って判断していきたいと思うんですけれども、非定型的で著しく危険、著しく不快、著しく不健康、こういった現象ですね。

これ、あれですよ。下水道維持課の方がほぼ全員万遍なくもらっている手当というイメージでよろしいわけですかね。みんながどんどん行っているという話ですが。

○事務局 前回の説明のときに、正規2名、嘱託4名の方がほぼ毎日、詰まりがあるということでの苦情対応というもので現場へ出ていくというところでございます。

○松山委員 これは前、意見が分かれているわけでしょう、これは。

○森委員長 そうですね。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 はい、どうぞ。

○松山委員 ほかも関係するんでしょうけれども、要はヒアリングを通じて私の思いは、こういう下水処理等の作業というのはなかなか特に私は不快という意味合いからある程度存続ということを考えていますが、下水処理の作業すべてが不快だとは思わないのでそのままの存続ではなくて、存続というのは私はいいいと思います、その辺のところの条件をつけて、出勤したからといって手当を出すというものでないというような考え方です。

○森委員長 内容として、楠先生も同じような意見。

○楠委員 そうですね、私は2点ありまして、このままだと通常業務だと言われてしまうんですね。このままだと廃止です。ただ、先ほどこの間のヒアリングの中で非常に大変なケースもあるんだということなので、松山委員と同じになってしまいますが、何か情報を絞り込んで通常業務じゃない何か特に不快なものとか、条件を絞り込むというのが必要かなと、それを条件つけて存続と、だから三角になるんでしょうかね、評価としては。

あともう一つなんですが、そうであるのであれば日額というんじゃなくて出勤回数で評価するんじゃないかと思うんですね。例えば1回行って、午後にもう一回すごい大きなものが来て、実際にもうシャワー浴びて着がえながらもう一回行くのかとなると、2度同じことをするんだけど日額になってしまったら、2回分が1回分の評価になってしまうのは、これはおかしいだろうということで、そういうふうに絞り込むという前提で存続なんです、その場合は日額ではなくて回数をもって支給するほうが合理的じゃないかと、そういうふうに思います。

○森委員長 次の下水道維持課の過重作業手当との関係を見た場合、これらを整理するという方向についてはどうですかね。

○楠委員 43番。

○森委員長 43番ですね。15番のほうは下水のトラブルの対応が非常に不快だという面が強調されていると思うんですね。18番のほうは少し難易度が高い。復旧とか修繕とか、そういったものだという事ですよ。これが二重に出ているようなところがあるので、今の絞り込みが必要やということであれば、この過重作業手当も恐らく同じようなものとして、同じカテゴリーのものとしてとらえたときに、一つの手当にして絞り込んだ内容に例えば過重作業手当のものが残るとかという形に整理したほうが、市民から見た場合二重取りになっているんじゃないかと、そういうような見方がされる、残すとした場合ですよ。

○楠委員 いいですか。

○森委員長 はい。

○楠委員 過重作業手当のほうを見るとさっきと同じような話になるのかな、つまり作業量が多いというよりは、読むと危険性がある作業、緊急を要する作業とか、そういうふうになっているんですね。高い緊急時作業だということですね。だから、先ほどの工場の話に近くて、何か同じ業務をたくさんやったという意味での過重作業じゃなくて、特殊な作業を追加でやったという意味での過重作業なんですね。ですから、例えば特殊作業手当とかというふうな名称で一括するのはいいのかもしれませんがね。過重作業という形でやってしまうと、難易度の高い緊急維持作業と書いてあるので性質が違うということなんですよ、強調されているところは。同じ作業を繰り返すというところじゃなくて。なので、別のカテゴリをつくったほうが、統合してですね。処理の話で統合して特別処理作業手当とかですね。そんなふうにして1回幾らとしたほうがすっきりするし。それは、同じような負担があるのであれば1回500円で1,000円なりを、仮に1日午前と午後出た場合は2回もらってもいいんじゃないかというふうな形になると思うんですね。ただ、その場合はやはりある程度絞り込まないと通常業務も多いじゃないですかと、ここはもう本当に維持課でやっているんだから通常業務でやっている話ですよとなったら、それはそれで廃止という話になりますから、廃止をしないのであれば絞り込むというのが前提ですね。

○森委員長 倉本委員、どうですか。

○倉本委員 同じようなことなんですけれども、15番のほうのときには、やはり1時間ぐらいで終わるものと半日ぐらいかかるものと同じというのはちょっとおかしいなと思いますので。

○森委員長 そこは、やっぱりきちっと区分けして絞り込みが必要というご意見ですね。

○倉本委員 だからやっぱり1回という回数で見るほうがいいかなと思います。

○森委員長 そしたら、これ我々の業務として作業の区分けまではできないので、ただ作業の中に軽微なものと非常に不快というかしんどいもの、危険を伴うものがあるだろうと、それが下水処理作業手当ぐらいは平準化しているので、特殊勤務手当としてはおかしいけれども業務によっては残すべきものもあるんじゃないかと、一方で過重作業手当もそれと同じようなカテゴリの中でくくることができるので、これについては15番と18番については統合性といったらあれですけれども、一緒に一つの先ほど楠委員がおっしゃったような特殊作業手当のような形で著しく危険なもの、著しく不健康、不快なものというもの

をきちっと絞り込んだ上で特殊勤務手当の趣旨に合ったものにするという条件で存続させるという、そういうことでよろしいですか。

○楠委員 日額から。

○森委員長 それと、内容的にいったら日額は何かふさわしくない。手当の出し方としてはふさわしくないので出勤回数に変更するということも考慮してほしいというんですかね。改善点としてあるのではないかという意見だということよろしいですか。

じゃ15番、18番はそういう形にさせていただきたいというふうに思います。

次、6番の清掃勤務手当ですね。これ、答え方は全部一緒になっているんですね。答え方はどの課も一緒になっているんですね。一括して考えてもいいのか、それとも課によって残すべきものなのかということも含めて少し意見交換したいと思うんですが、これについては一次判定がバツになっているんですね。バツになっています。

○松山委員 これはヒアリングしましたか。

○森委員長 これ、やりました。やっていますね、前回。

○松山委員 ああ、そうですか。

○楠委員 結論的には保留になったんですよ。1を変えましょうとなったんです。

○森委員長 一応やりましょうと、環境部もやるので一応やりましょうという話なんですよ。だから修正なければもうバツということで構いません。話聞いた上で、やっぱりそれでもバツだというのであれば、もうそれで終わりということになります。一応環境部でも同じことのヒアリングだということですね。

○松山委員 何かありましたか、これは。

○森委員長 よろしいですか、原案どおりで。

(「はい」という者あり)

○森委員長 じゃこれについては第一次判定の原案どおりバツということで、3から9までですね。バツということでお願いします。

それで、次が7番のし尿処理作業手当ですね。評価シート18ページです。これについては、今日見せていただいたこともちょっと踏まえてどうかということですね。もともと支給実績もないんですね。管理職、再任用ですね。

どうでしたかね、今日見られた感想で。何か特殊勤務手当を出すような感じを。

○松山委員 衛生的にきちっと清潔にされていたようで、そういう強い違和感はなかったです。

○森委員長 なかったですか。一次判定の四角になっていますけれども、保留ということになっていますけれども、そういうことであれば残す必要はないということ。

○楠委員 ここに書かれたものだとどんなものが作業なんだと思いますけれども、実際にきちんとした。

○森委員長 もっと何か大変な感じでおっしゃっていたような感じでしたね。

○楠委員 物理的にはもっと大変かのようなイメージでした。

○森委員長 そしたら、これについてはバツということによろしいですか。

○松山委員 バツで。

○森委員長 じゃ、し尿処理作業手当についてはバツということをお願いしたいと思いません。

次、美化清掃業務手当ですね。原案はバツでございますが、19ページです。担当課のほうから、通常業務といえば通常業務だという話があったというふうに残っております。あと職員の高齢化があつて大変になっているとか、特殊勤務手当の話とはちょっと違うのかなというようなことも出ていました。

先ほどちょっと補足で言われていましたけれども、そのとき協力がなければならぬというのは市民の方も、特段別にほかの市に比べて対応が悪いというんですか、協力体制がないとか、そういう話もなかったわけですね。

○松山委員 よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○松山委員 いろいろと危険性のことをおっしゃっていて、印象に残っているのは包丁がどうやとかということをおっしゃっていましたが、そういうこともないとは私は思いませんが、非常にイレギュラーな話を、危険は危険なんですけれども、そういうようなことがあるからこそ、こういう職に携わる方々はそういう危険を見きわめながら仕事されているであろうと思います。そういう意味でそれも通常業務の外ではこういう仕事の通常業務であるという意味でも、危険性を強調されておりましたが、それはあくまでも例外であるというふうに思います。

○森委員長 ほか、もし特段ご意見がなければ、原案どおりバツということによろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森委員長 じゃ原案どおりバツということにいたします。

次、廃棄物処理作業手当ですね。20ページから23ページまでです。4つの部局にまたがっていますが、これについてはいかがでしょうか。

例えばリサイクル推進課のほうで、今日現場を見せていただいたわけですが、特殊性が何かあるか、特殊勤務手当に値する特殊性があるかということですね。

これは一つずつ見ていきたいなと思うんで、まずリサイクル推進課はどうですかね。頑張っているというのはよくわかったんですけどもね。これが廃棄物処理作業手当であるかどうか。私は、リサイクル推進課としてはこの業務というのは当然の業務だろうというようには思うんですけどもね。だから、それを前提に考えた場合何か特殊性があるかという、ないように私は思うんですけどもね。

○楠委員 読むと、ガラス瓶、それから空き缶、ペットボトル、いわゆるリサイクル関係のものが廃棄物処理ですから、これは通常業務に対する特勤のような気がするんですよ。そのままだと思うんですね。だから特殊勤務手当としてどうかと言われたときに、やっぱり制度的には難しいなという印象を持っています。ただ、いろいろ交換もやられていろんな成果が見られたということもあるんですよ。ですから、それはそれで何か評価の対象にしてあげるべきだと思うんですね。特勤という評価ではなくて、むしろ積極的に何か成果を上げて例えば何か表彰されるとか、奈良がリサイクルで非常に全国で評価されているということに対する何らかの意味での市としての評価というものは、あってしかるべきだと思いますけれども、作業それ自体を特勤にしているというイメージを強く持ちます。いわゆる廃棄物処理を扱っている分からは普通じゃないですか。それは大変な仕事であることは間違いのないと思うんですね。大変であるから特勤かと言われるとそうじゃないというのが私の見方で、ただもちろん何らかの形で、きちんと仕事した人に対する評価というのは別の形で評価の対象にすべきだと思います。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 はい、どうぞ。

○松山委員 今の意見に賛成です。それでいいかなと思います。

そこで、1つつけ加えるなら、ここで議論したのはそんなに事故が起こっているのと、安全対策をきちっとしているはずでしょうということを申し上げて、もしどうしても安全対策をしてほしければ、必要なものがあれば水道局にお願いすればいいわけということを上げたとおもいますが、したがって職場環境の必要な改善があればやっぱりやっていただきたいと、こういうお仕事というのは基本的にはなかなか大変なお仕事だろう

とは思いますが。でも、そういう大変な仕事自身が本来業務。だからそういう特殊勤務手当は私は要らないと思っています。しかし、こういう仕事ってなかなか大変なお仕事だということで、世の中いっぱい大変な仕事ありますけれども、働いていらっしゃる方から見て職場改善が必要なものがあれば、市として積極的に前向きに検討していただきたいということです。

○森委員長 これについては特殊勤務手当としては廃止ということで、ただ委員の意見としては、これだけ日本一と言われるようなリサイクルの仕事もされているので、特殊勤務手当は関係ないけれども、市としては当然表彰等の対応ぐらいはすべきだろうという意見があったということは結果的に入れておいていただければと思います。意見としてはそういうことであります。

次の収集課のほうはいかがでしょうか。今の松山委員のご意見に照らしても、これについても日常業務であるということになるだろうと思うんですね。例えば草刈り機の刃がたまたま入っていたとかというのはあるんですけれども、だからといって全員に特殊勤務手当を出すというのはちょっと趣旨が違うと思うんですね。まさにだから労働災害のお話かなと思いますので、ちょっと違うなという気がしますので。原則例えば廃止だということなんですけれどもね。

○松山委員 これは表彰の話はないね、特に。

○森委員長 次、環境清美工場です。焼却炉とか破碎機のトラブル等はよく起きるとか、そういう話はありませんが、ただ日々点検が必要やということで、どちらかというところいう施設においては必ず発生する維持管理かなと思いますけれどもね。

○楠委員 この点も1つだけ。

○森委員長 どうぞ。

○楠委員 読むと、著しく危険なというところにチェックが入っていて、先ほどの話で清美工場で17項目があってそのうち6項目か7項目が危険だという話があって、もともと危険なものにお金を払っていて、さらに危険なものにお金を払っているという話になっていて、だから二重に危険なものみたいな話になって、続かないんです、これね。むしろこの作業というのは危険な作業で、先ほど松山さんおっしゃったようにビルトインされたわけですね、通常業務に。ある一定の危険度が伴うものは通常業務に入っているわけだから、それは通常業務の評価の中で行えばいいわけであって特勤で行う必要はないし、特勤を払ってしまうと今度じゃまた危険なものに払って、また危険なものに払うという、二重に危

険なものに払っているという話で説明がつかなくなるので、恐らく全部そうだと思うんですけれども、通常業務それ自体に特勤をつけるというのはあり得ない話だと思いますから。特に切り分けられた特別な業務というものがあって、その特別な業務に付随する特別な危険というものがあって初めて特勤だと思うんですよね。そうではない、これも明らかにと思います。

○松山委員 今日清美工場を見学させていただいて、古い工場なのでどうしても汚いというか、しょうがないですね、建物がそうですから。そういう意味で、もちろんこの手当は廃止で結構です。ただ清美工場については移転されるというような話もあるようですけれども、すぐにはなかなか数年間かかるでしょうから、その間のこともありますから。やはり職場環境というか危険のある分については、もしあればちゃんと手当するとかということはこの評価の中で付記していただければなというようなことです。

○森委員長 わかりました。それについては後でまた出てきますので。これについては趣旨に合わないし、ましてほかのでも出てくるし二重でもあるということで、不適格ということで廃止ということでお願いしたいと思います。

事務局、理由もとっておいてくださいね。

それでは、次、土地改良清美事務所のほうです。これについてはいかがでしょうか。

○倉本委員 どれも過重手当と説明がかぶっているんだなと思うんです。

○楠委員 これに払ってさらに過重手当って。

○森委員長 そうなんですよね。

○楠委員 三重に払っている感じがしますよね。

○森委員長 これも理由としてあり得るとしたら唯一危険な、あり得るとしたらどれだけ回数があるのかというのはあれだけれども、廃棄物の形状だとか何とかダンプの。これについてもやっぱりほかのは出ているし、この手当の趣旨として残すというのはおかしいだろうということになるんでしょうね、同じ文脈でね。これについても廃止ということによるのでしょうか。

○楠委員 1点だけよろしいですか。

○森委員長 はい、どうぞ。

○楠委員 結論はそれでいいんですけれども、やっぱり上がってくる危険とか不快とかそういう評価って、通常業務でも比較的危険、不快じゃなくて、恐らく一般の事務職との比較で危険だから不快だからというようなことで特殊勤務手当がという。何かそもそも特殊

勤務手当の趣旨でないような形での特殊性というのを言ってくる感じがするんですよね。だから、どう見ても通常業務なんだけれども、これは特殊なんだから勤務手当だとなっているように読めるんですよ。その繰り返しが多いのかなという気がするんですよね。

それは、もともとの基本体系とかの問題もあって、なかなか差別化が難しいというのものもあるのかもしれませんが、趣旨からすると通常業務なのに何で特殊性をこういうふうに言ってくるのかなというのが、やっぱり今回なんかそうですよね。廃棄物を処理する部門なのに廃棄物を処理することについての手当だという。その中でも何か特殊なものを切り分けて、それについての手当というのであればよくわかるんですけども。今お話しした中はどうも特殊性というものの理解が我々とは違うのかなと。

○森委員長 そうですね。そういう観点から、この土地改良清美事務所も同じだということで廃止ということによろしいですか。

（「はい」という者あり）

○森委員長 じゃこれも廃止ということで。

そういう意味での特殊性が認められないということですね。ありがとうございます。

次、10番目の大型ごみ業務手当ですね、次のページ。まち美化推進課ですね。

これはノルマ制とも関係がある分になるわけですね。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 はい。

○松山委員 これは、今日の環境部の収集課の過重作業手当と同じことと思います。2人乗車であったり、追加でもう一回収集に行くといったことでしたので、これはこういう業務手当になっていますけれども、事実上は過重作業手当ですよという説明もありました。そういう意味で廃止ということで。

○森委員長 まち美化推進課も過重、出てましたよね。だからこれは重複しているだろうということだという説明で、これについては廃止だろうということによろしいですか。よろしいですか。

○楠委員 何で似たようなものをと。

○森委員長 議論しているうちに後から気づくことってありますよね。

○楠委員 通常業務に払っているんだったら、まだかぶっているでしょうという話になりますけれども、いわゆる過重作業手当みたいなのが二度出てくるというのは。

○松山委員 2つあるんですね。

- 森委員長 これについては、その趣旨からバツということで。
- 松山委員 2つあるからバツという意味じゃないですよ。
- 楠委員 違う、違う。両方はないんでしょうね、論理的にはね。
- 森委員長 論理的には。
- 楠委員 まだ実質的なものはみていませんから。
- 森委員長 これについてはまずバツやと、ダブっているから。
- 楠委員 論理的にはもうバツですね。実質的に見てもバツだと思いますけれどもね。
- 森委員長 もちろんそうです。理由として個々につぶしていくとか、同じものを立てているという。
- 楠委員 だけでもう1個はだめだと。
- 森委員長 その整理をまずしておいたほうがいいと思うんですよね。ほかにも見られることですからね。
- 松山委員 同じいうたって名前が違うだけで。名前は違うし中身は違いますよ、名前は一緒にしても中身はやっぱり違いますよ。片や1日に5トンだとか書いてあって。
- 楠委員 統合する形かもしれませんね。
- 森委員長 そうですね、一旦統合するという話ですね。ややこしくなるけどね。
- 松山委員 ややこしい。
- 楠委員 これはこれで見て過重作業手当として評価してあげる。
- 森委員長 というのはありますね。
- 楠委員 それが一番納得しやすいかもしれません。全く同じものだったらどちらかつぶせばいいわけですからね。
- 森委員長 そうですね。だから内容が違うということで、これがさっき言われたこの担当課であれば当然の仕事であると、それを超える過重なものになるかどうかということでこれを見るということですね。
- 楠委員 それが、だから実質的に見て何らかの意味で対応しなきゃいけない話であって、それがあつたとしても特勤としてどうかという話になってきますね。その辺の具体的な作業量というものが、もともとどこがという。私は、だからそもそもお金を払ってでもやってもらっているということの時点で受忍限度を超えていないはずだと思っているんですよね。超えていたら倒れますからね、普通、労働者は。それはそうじゃないだろうということで、私は受忍限度の範囲内と評価するのがまず原則で、そこから先に実際どんな問題が

出てくるんだということを常に考えないといけないんだけど、受忍限度云々の話を言うんだったら少なくとも一つ言えるのが、それが原因で職務に関連する疾病とかがというものが多発しているのであれば、それはそれで超えているんじゃないかとは思いますが、そうなのであれば労務管理上大問題という話ですよ。

ですので、少なくとも特勤としては無理というのが私の考え方です。適切な労働力かどうかかわからないけれども、特勤としてはもう。

○森委員長 後の議論ということで多分出てくる、同じものが。

○松山委員 後にも出てくるんだけど、それと一緒にすると話がややこしいんで、そもそもこの10番の大型ごみ業務手当というのは特殊勤務手当の対象にならないと、基本的にノルマ制であると、ノルマ制を敷いて基準を設けて、その基準より多い仕事なんだから手当になりますよという。

○森委員長 というのは特殊勤務手当の趣旨に合わない。

○松山委員 合わない。

○楠委員 それはそのとおりです。

○森委員長 ということですね。わかりました。それでよろしいでしょうか。

(「はい」という者あり)

○森委員長 じゃこれについても廃止ということでお願いします。

次、廃棄物等現場指導業務手当です。25ページ、26ページ。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 ええ。

○松山委員 これは今日目の当たりにした話ですよ。奈良市の家庭用ごみは市民の方がきちんと大体お出しになるんだけど、どうも業者が集めてくるごみを奈良市が処分しているんですね。認可業者が奈良市の事業者から集めてきて清美工場に持っていくんだけど、本当に奈良市のごみかということと、分別が全くできていないとかでたらいめな出し方を業者さんがしている。それをいとも簡単に収集業者が集めてくる。それをまた清美工場でつくっていると、しゃあないなとか、その際様子がよくわかりませんが、それはよくわかりました。

しかし、そういう意味では今日の本論と関係ないんですけど、ああいう手当とかチェックとか、それはきちっとして改善していただきたいというのを強く感じました。やはりこういう指導をきちっとしていただくという中で、当面はどうも一つ一つごみ

を見ていくのはなかなか大変で必要かなと思います。

○森委員長 どうでしょうか。これは月二、三回のペースでされているというふうにおっしゃっておられたと思いますね。

○松山委員 きちっとしてもらわないかんね。

○森委員長 そのかわり、まさに特殊な業務としてきちっとしてやるという意味ですかね。

○松山委員 500円は安いのかもわからんね。

○森委員長 本当は。確かに奈良市のさっきのリサイクルの話と関係しますけれども、ごみ処理できちっとやるというのは奈良にとっては非常に重要な課題なので、そういった意味ではこういう業務をきちっと遂行してもらおうというのは大事だと思うんですけどもね。そういった意味ではこの金額はどうかという議論はあるかもしれないですね。

いかがでしょうか。

○楠委員 通常業務の中であの量ってやっぱり特殊じゃないかと思いますね、これは。展開検査って中を見るわけですから。それも産廃とかが入っているかどうかまで確認するという、何が入っているかわからない、何が入っているかわからないからやるわけですから。危険というかストレスがすごくたまりますよね、相手がいることですから。それこそいろいろその場でもめる可能性もありますね。だからそれは非常に特殊なものかなというふうには思いますね。事例はちょっと少ない感じが。

○松山委員 感覚的にはちょっと、それだけやってこれだけかという感じは。

○楠委員 それは難しい。考えているようなことはなかなか。

○森委員長 趣旨としては特殊勤務手当に当たると、ただ回数だとか金額とかというのは改善の余地があるかもしれないということで存続ということによろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森委員長 それと、これ共同でやっている場合は2つあるんですけども、これ何かうまいことならないですかね。企画総務課と環境清美工場、これ共同でやっているから2つになっているという話でしたよね。見え方として同じものに見えちゃうんで。

○事務局 まず処理業者の一般業者の認定というのは企画総務でされているというところで、搬入持ち込みの際に企画総務が担当しているという。

○森委員長 そしたら、担当課を2つにしたほうがいいんじゃないですか。同じ業務なんだけれども2つの担当課でという。

○事務局 処理部門でのところでの展開と、持ち込みの際の指定業者として認定した企画

総務課としての展開と、両方を毎日同時にやっているんじゃなくて別々の日にさらにというものの可能性もあると思うんですけど。

○森委員長 わかりにくいですよ、市民から見ると。わかりにくいので担当課を2つにしたほうがいいんじゃないですか。どうでしょう。

○小西総務部長 通常展開検査というのは合同でやっております。ですから、それぞれのときに企画総務課と環境清美工場が合同でやっておりますが、ただ工場単独でやる場合もないとは言い切れないんですけれども、たまたま持ってきたあれがおかしいとかいうことになれば単独で検査をするということもないことはないんですが、ただ最近の実績を見てみると実績としては全くないというような状況になっていると思います。

○森委員長 別にこれは言いませんけれども、どちらも丸ということでもいいんですけれども、統合して丸とかね。統合してというのも変か、どうですかね、そこはどちらでも構いませんけれどもね。

○楠委員 事務的に二重払いにならないければいいんじゃないですか。

○森委員長 いいですか。わかりました。じゃどちらも丸ということをお願いしたいと思います。

それでは次ですが、12番、その次のページですね、27ページ。動物死体収集作業手当、これは丸ということで、これについては特段反対意見とかもなかったと思うんですけども。

○楠委員 そうですね。

○森委員長 これは丸ということで。はい、ありがとうございました。

次、大型特殊自動車等運転手当です。まずリサイクル推進課ですけれども、これは今日見せていただいたんですけれども、どうでしたか。

○松山委員 通常の業務やろうね。

○森委員長 あれぐらいは通常業務でやってくださいという感じですかね。通常業務として考えてくださいということですかね。

○倉本委員 積み込むために破碎するわけだから、やっぱり業務のうちだと思います。

○森委員長 一環ですよ。そこまで職人的な感じでもなかったということですよ。よろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森委員長 これは通常業務の範囲内と考えられるということで、バツということでお願

いします。

次、環境清美工場です。これも動いていましたけれども、どうですか。先ほどのもそうだったらこれも恐らく同じ論理になると思いますんで、これも原案どおりバツということによろしいですか。

（「はい」という者あり）

○森委員長 次、土地改良清美事務所です。これも同じ論理ということになればバツということになりますけれども、他の費用との兼ね合いとしては安くできているとか議論になったけれども、それは特殊勤務手当の問題ではないかなというふうに思いますので。特殊勤務手当としてはバツということによろしいですか。

（「はい」という者あり）

○森委員長 では次、過重作業手当です。37ページ。

まずリサイクル推進課です。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 はい。

○松山委員 今日拝見させていただいてチェックがついているんですね、評価シートでは。著しく困難、そんなに困難かなと、それから著しく危険、そんなに危険かなと、著しく不快、これもどうかと、著しく不健康、これもどうかと、一生懸命お仕事されているという様子はよくわかりました。それはそれで先ほどもお話が出ましたように何らかの形で評価していただきたいなとは思いますが、今日見させていただいて、それほど強い困難性等々について感じませんでした。そういう意味では廃止です。

○森委員長 廃止ということですね。先ほどより議論があったように、通常の担当課の想定される業務を超える何かがあるかどうかというところの判断だと思うんですけどもね。今松山委員からそういうご意見がありました。

○楠委員 一般論としては同じなんです。ですから、そのとおり当てはめていくと同じ結論になるんじゃないかという。ただ、もちろん留保として作業量というものが本当に適切な状態になっているのか、受忍限度を超えていないのかとか労働環境はどうなのかとか、そういった関連する問題というのは詰めて考えていかなきゃならないところだと思うんですね、これは間違いなく。その結果どうなるかわかりませんが、そういったことはあるとしても特勤として何か払うべきものというのは、これはノルマ制があってノルマが通常業務でそれを超えるものが特勤だという話になっているので、それは違うでしょうというの

が私の意見です。

○松山委員 これも労働環境だとか職場環境の必要な改善がもしあるのであれば、市としても積極的に行ってほしいということですね。

○楠委員 それはいかなきゃいけない話ですよ、本来なら。

○松山委員 よもやそういうことで、市当局に要望があるにもかかわらず安全対策をしていないということはないと思いますけれども。

○森委員長 というのを留保条件として。これは基本的にはノルマ制の話ですから、それについてはやっぱりノルマ制があるからノルマを超えるのが特勤へというのはおかしいだろうという。

○楠委員 作業量というのが本当にどのくらいなのかというところですね。

○森委員長 設定のね。

○楠委員 うん。それはまた別の問題、それは無視しちゃいけない問題だと思うんですよ。それを超えている部分に関しては何らかを考えていかなきゃいけないんですね、何かの改善なりを。ただ、本当に超えているのであればお金を渡してやってもらうというのは労働環境上いいのかというのはあるんですよ。

○松山委員 増員すればいいんですね。

○森委員長 基本はそうですね、増員すべきだということですね。

○楠委員 民間との組み合わせにするとかというのがあると思いますね。

○松山委員 あります。

○森委員長 だから、委員会としてはノルマ制があるから特勤手当を出すように解釈できると、これについては。ただ、ノルマ制の中身についてはできるのかということは現段階では我々としては判断できないけれども、ヒアリングの中ではそこまでの認識というのは持てなかったということで廃止やと、ただしそのノルマ制をめぐって本当に必要な労働衛生上の改善状況があるのであれば、それについては市としてきちっと対応すべきであるということをお聞きするということですね。いかがでしょう、それでよろしいですか。

○楠委員 今のところはそれでよいかと思います。もう少し後で考えるときに出てくるかもしれませんけれどもね。追加で何かをやらなきゃいけない。ただ、特勤に関してはもう。

○森委員長 特勤に関しては廃止だということですね。

○楠委員 それはそうです。

○森委員長 留保点として何らかのノルマ制の背後にある何か重要な、市として講じるべき措置があるかもしれないと、労働環境条件の整備ということですね、特勤ではなくて。

○松山委員 もしそういうのがあれば。

○森委員長 あればということですね。それについては市当局では改善すべきだということは付記しておいていただくという。

○楠委員 これは付記しなくてもいいと思いますけれども、個人的な意見として。やっぱり気になったのが作業量というのがばらばらになってしまって、特定の間が非常に過重な作業を強いられているというのは、これはゆゆしき事態だと思うんですよね。同じ職員なのに特定の間だけが仕事しているという状態。これというのは何らかの意味で平準化ができるのか、できなかったときにどうするのかというのは、またいろいろ考えなきゃいけないんですよね。それは当然ですけれども平準化を目指すというのは、職員ですから特定の間だけ5倍やるというのはあり得ない話ですから。そうならないように努力をして、それでもばらついてしまったときにどう評価するかというのは、これは今後の課題かもしれません。

○森委員長 人事配置での課題でしょう。通常はさっき出ていたように、肉体的に大変だとか言ったら配置転換をきちっとするかという対応が求められるということになるんでしょうね。

そしたら、これはバツということでお願いします。

それから、次、収集課の過重作業手当のほうです。これもノルマ制の話です。

○楠委員 これは結論同じです。

○森委員長 同じですね。

○松山委員 一緒です。

○森委員長 同じ理由ということでバツです。特勤についても同じだということです。

次、まち美化推進課です。これについても同じということでよろしいですか。

(「はい」という者あり)

○森委員長 これについてはバツということです。

次、環境清美工場です。これが先ほどの危険の話がちょっと絡むかなと思うんですけれども。

○松山委員 よろしいですか。

○森委員長 はい。

○松山委員 いろいろとみんなバツバツで判定しているようですけれども、それが私たちの意見なんですが、環境清美工場の件に関しては、これも私は廃止だとは思いますが。しかし、いろんな17項目上げられましたけれども、いわゆる危険な仕事というのがやはりあるだろうなという感覚があります。そこの仕分けをきちっとしていただいて、こういう業務はどうしても非定型的に行う危険な業務であるということがもしあれば、そういうようなものは一部廃止としながらも、そういうものを一部残すというような考え方もあるかなと思います。

○森委員長 過重作業手当という出し方ではなくてということですね。

○松山委員 そうですね、危険。

○森委員長 危険手当みたいな。私も同じような意見なんですけれども、ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

この17項目については何か考えられるものをいっぱい入れたという印象がどうしてもあるんです。だから、先ほど松山委員が言われたように非定型でかつこれは非常に危険を伴うというものについては、過重作業手当じゃなくて危険手当のようなものとして、三角となっていますか。

○松山委員 見直しですか。

○森委員長 見直しするという形でどうかなと思うんですけれども。

○楠委員 これは我々としてどこがどうだというのは言えないですね。

○森委員長 言えないですね。

○楠委員 市に、それを責任を持って見直してもらおうとか。

○森委員長 そうですね。

○楠委員 もし仮に17項目全部特殊だというのであれば、ないと思いますけれども、それはそれで一つの結論ですけれども、それは市民に対してきちんと説明できるような意味での見直しをしてくださいというぐらいですか、言えること。17項目我々全部するわけにいかない、自分でやってみるとか。

○森委員長 今日ヒアリングを聞いても、ここに丸がつくのは5つぐらいしかなかったんで、やっぱり絞れるんだろうなと思うんですよね、特殊勤務手当にふさわしい作業というのは。そういったものに絞った上で、かつこの特殊勤務手当にふさわしい手当の出し方というのは、例えば危険手当やとか特殊危険手当やとかという出し方をしてもらおうということで見直しということによろしいですか。

○松山委員 ちょっと待ってください。これは三角じゃなくて、環境清美工場のこれは廃止ですね。

○森委員長 これをバツで。

○松山委員 バツなんです、これは。つまり過重作業手当でしょう、これは。

○森委員長 そうです。

○松山委員 だからこれは廃止して、新たに清美工場として危険手当と称するものを限定して設けるという考え方です。

○楠委員 この項目に対してバツということ。

○森委員長 バツですね。今のご意見でも趣旨は多分共通しているたんです。ただ、出し方というか評価をきちっとするのであればこれはバツだということですね。バツだけれどもこれは過重作業手当としてバツなので、危険手当というかな、そういうものとして特殊勤務手当として出すものがあるのであれば検討すべきであるということですね。それを付記するというのでバツと、よろしいですか。

○楠委員 そもそも過重作業手当というのはどの項目になるんですかね、本来。例えば1.5倍やりますというときにどの項目が入るんですかね。その他通常以外の勤務なんですか。

○倉本委員 普通のメンテみたいなのが入っている、壁面についたのを落とすとかというのは普通のメンテナンスかなと聞いていたんですけれども、説明されていたときに。そんな座ってするものではない。

○松山委員 だから、これはその他の数字でもないです。収集課はそこしかついていないです。

○楠委員 上のほうはわかりますね。松山さんの趣旨はわかりました。この項目だったらバツですね。

○森委員長 それでよろしいですか。

（「はい」という者あり）

○森委員長 じゃバツということで。ただし今の意見というのはきちっと踏まえてということをお願いします。ありがとうございます。バツということです。

最後、土地改良清美事務所です。

○松山委員 これは質問しなかったけれども、飛ばしましょう。

○楠委員 結論的にいうと先生がおっしゃった話で前提だとバツなんですね、いずれにしても。どう見直すかの話ですよ、見直すものがあれば。

○森委員長 バツだと危険な何かありますか。

○松山委員 法面だとか。

○楠委員 法面は確かに、物によりますけどね。急な法面もありますもんね。

○森委員長 一定客観的にここは危険な箇所やというところというのであれば、そこでの作業については何らかの手当を出すというのはあり得ると思うんです。同じような意味で。

○松山委員 それは法面であったり、不法投棄の廃棄物の収集というのものもあるんでね。

○森委員長 確かに何が入っているかわからない。

○倉本委員 不法投棄は崖の下がそうですね。

○森委員長 一般的に多いですよ。

○倉本委員 手でないと機械の入らないところとか。

○楠委員 それはやっぱり危険手当なんですよ。

○森委員長 危険手当ですね。

○松山委員 危険手当ですね。

○森委員長 そしたら、先ほどの環境清美工場と同じ考え方で。これについては過重作業としてはバツだけれども、不法投棄廃棄物の収集作業等危険の伴うものというのでも考えられるので、それをもう一度検討し直した上で別の出し方をするというのも考えてもらいたいということです。同じということです、環境清美工場と。結論はバツと。

以上で本日までの第二次の判定作業ということですがけれども、よろしいでしょうか。もう一度確認だけさせていただいて、ちょっとというのがあればまた言っていただいてもいいですけれども、1つずつ読み上げませんが、1つずつ言ったほうがいいか。

○楠委員 もう一回読み上げされたほうが。

○森委員長 じゃ、ごめんなさい。下水のほうどうなりましたか。

○松山委員 見直し。

○森委員長 統合で見直しですね。

○松山委員 そう。

○森委員長 よろしいですね。1番は統合で見直しということですね。6番は全部バツです。7番バツ、8番バツ、9番もすべてバツ、10番もバツです。11番は丸、12番も丸、13番はすべてバツ、18番はすべてバツということです。

○楠委員 まだ留保がついていないんですね。

○森委員長 留保についてはつけてください。確認しておいたほうがいいですかね。18番とさっきの26、27。ごめんなさい、最後の1つ過重作業手当のところ。

○事務局 清美工場と土地改良ですね。

○森委員長 そうです。よろしいですね。

○松山委員 ちょっとよろしいですか。

○森委員長 はい、どうぞ。

○松山委員 非常に気になることが、今日収集課の方がおっしゃっていた特殊勤務手当が出なかったらもう作業せんというような近い発言があって、管理職の方が非常にお困りになるだろうなという感覚も気にはしています。よもやそんなことはないだろうと思いますけれども、特殊勤務手当を廃止したらわしらは手当もらえない限りはその部分としての仕事はしないということはよもやないと思いますが、それに近いような発言もあったので、我々としてそれについてどう考えるかというのはまた後日で結構ですが、ちょっと議論をここでしたらいいのか、別にそんなことはしなくてもいいか、その辺次回以降の話としてちょっと気になるところであるということ報告したいと思います。

○楠委員 そういった意味では、やっぱり市民がこの問題をちょっと理解しないといけないと思うんですね。急に何か滞ったから何だという抗議の電話をかけるとか、そういうことだって結局考えられると思います。だから、そういうふうはこの問題というのをコンセンサスがとれるかというのが大事なので。コミュニケーションをうまくとりながらこの問題をやっていかないといけないなど、中だけでこうやってうまくやるんじゃないで、やっぱり情報をどんどん出しながらやっていかないと、情報をもらっていない人間からすると何でなんだという話になりますから。その部分もうまくやりながらということなので、なかなかいろんなものを同時並行でやることになるのかなという印象を持っています。

○松山委員 もう一つ。今日の中で環境部長さんが収集課の過重作業手当、ぜひ存続していただきたいという発言があって、立場上そう言わざるを得ないようなことも理解できませんが、もう少し別の表現をしてほしかったなど、存続してほしいんだけど中身の見直しもやはり必要じゃないかなというようなこともあわせて言ってほしかったなというような感想です。ここにいらっしゃらないから、もうそれ以上言いませんけども。

○森委員長 この手当の見直しを通じて本来の業務のあり方というのを市として考え直していただけるというのは、我々検討委員会にとってもすごくありがたいお話やったなというふうに思っています。それこそやったかいがある、単にお金を、手当を削るだけじゃな

くて、それが市役所全体の改善につながるということのほうが大事やと思いますので、ぜひそれは頑張っていたきたいなというふうに思います。

それでは、今日の議題としては以上ですかね。

○事務局 はい、ありがとうございます。

○森委員長 それじゃ次回の確認ということで。次回は消防局と保健所ということで、これの手当と奨励手当のヒアリングを行うということになります。ヒアリングについて、次回は最終ということになりますので、もし今の段階でほかにもヒアリングすべきだという手当がありましたらおっしゃっていただければと思いますけれども、よろしいですか。

はい、ありがとうございました。

そしたら、次回は予定どおり進めますので。

○松山委員 何時ですか。

○森委員長 6月15日金曜日の午後1時30分です。

○松山委員 1時30分。

○森委員長 1時半から。場所はまたこのあたりだと。

○事務局 ここで。

○森委員長 ここでということをお願いしたいと思います。

事務局から、ほかありませんか。

○事務局 長時間にわたりありがとうございました。現場調査及びこういう判定が出ているところでお預かりいたしまして、一次結論を出させていただきましてありがとうございます。

次回につきましては6月15日午後1時半ということで、委員長のほうからご説明があったとおりでございますが、それも含みまして次回の最終ヒアリングに追加的なことがもしございましたら、改めてメールでも結構でございますのでご連絡いただきましたらこちらのほうで準備をさせていただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○森委員長 それでは、本日の検討委員会はこれもちまして終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。